魚津市地域防災計画　追録加除整理一覧表

追録の加除整理が終わったら、必ず改定日と加除整理の年月日をこの表に記入してください。

追録号数	改　定　日	加　除　整　理	整理者印
第　１　号	平成２３年　　８月　　１日	平成２３年　　９月　１７日	
第　２　号	平成２５年　　２月　２０日	平成２５年　　４月　　１日	
第　３　号	平成２６年　　２月　１８日	平成２６年　　４月　　１日	
第　４　号	平成２７年　　２月　２３日	平成２７年　　４月　　１日	
第　５　号	平成２８年　　２月　１９日	平成２８年　　４月　　１日	
第　６　号	平成２９年　　２月　１５日	平成２９年　　４月　　１日	
第　７　号	平成３０年　　２月　２２日	平成３０年　　４月　　１日	
第　８　号	平成３１年　　２月　２５日	平成３１年　　４月　　１日	
第　９　号	令和　元年　　８月　２１日	令和　元年　　９月　３０日	
第１０号	令和　２年　　３月　　２日	令和　２年　　４月　　１日	
第１１号	令和　３年　　３月　　３日	令和　３年　　４月　　１日	
第１２号	令和　３年　　８月　１６日	令和　３年　　９月　　１日	
第１３号	令和　４年　　３月　１４日	令和　４年　　４月　　１日	
第１４号	令和　５年　　２月　１４日	令和　５年　　４月　　１日	
第１５号	令和　６年　　３月　２６日	令和　６年　　４月　　１日	
第１６号	年　　月　　日	年　　月　　日	
第１７号	年　　月　　日	年　　月　　日	
第１８号	年　　月　　日	年　　月　　日	
第１９号	年　　月　　日	年　　月　　日	
第２０号	年　　月　　日	年　　月　　日	

魚津市地域防災計画　追録加除整理一覧表			
追録号数	改　定　日	加　除　整　理	整理者印
第２１号	年　月　日	年　月　日	
第２２号	年　月　日	年　月　日	
第２３号	年　月　日	年　月　日	
第２４号	年　月　日	年　月　日	
第２５号	年　月　日	年　月　日	
第２６号	年　月　日	年　月　日	
第２７号	年　月　日	年　月　日	
第２８号	年　月　日	年　月　日	
第２９号	年　月　日	年　月　日	
第３０号	年　月　日	年　月　日	
第３１号	年　月　日	年　月　日	
第３２号	年　月　日	年　月　日	
第３３号	年　月　日	年　月　日	
第３４号	年　月　日	年　月　日	
第３５号	年　月　日	年　月　日	
第３６号	年　月　日	年　月　日	
第３７号	年　月　日	年　月　日	
第３８号	年　月　日	年　月　日	
第３９号	年　月　日	年　月　日	
第４０号	年　月　日	年　月　日	

第３章　災害復旧対策計画

第１節　市民生活安定のための緊急対策----------501
第２節　激甚災害の指定----------501
第３節　公共土木施設の災害復旧計画----------501

第４編　雪害・事故災害等対策編

第１節　雪害対策----------551
第２節　林野火災対策----------553
第３節　海上災害対策----------554
第４節　航空災害対策----------556
第５節　危険物等災害対策----------557

第５編　資料編

１　災害記録等に関する資料

１－１　魚津市の気象災害等----------601
１－２　魚津市における伝承災害----------625
１－３　富山県内に被害をもたらした主な歴史地震----------626
１－４　県内で震度４以上を記録した地震一覧----------627
１－５　過去の津波----------627
１－６　震度別地震回数----------627

２　気象観測等に関する資料

２－１　観測施設----------701
２－２　天気予報や注意報・警報の発表区域----------702
２－３　火災警報に関する情報----------703
２－４　風水害に関する情報----------703
２－５　雪害等に関する情報----------705
２－６　地震・津波に関する情報----------706
２－７　火山に関する情報----------708

３　情報・通信・広報に関する資料

３－１　気象警報等の伝達系統----------751
３－２　火災警報の伝達系統----------751
３－３　水害に関する情報の伝達系統----------752
３－４　土砂災害に関する情報の伝達系統----------752
３－５　防災行政無線設備----------753

３－６　広報文例----------756
３－７　防災関連ホームページ----------759
３－８　災害時優先電話----------760
４　避難等に関する資料
４－１　市指定緊急避難場所、指定避難所----------801
４－２　届出避難所----------803
４－３　行政区表----------804
５　要配慮者利用施設に関する資料
５－１　高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設----------851
５－２　高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上配慮を要する者が
利用する施設への情報伝達-------854
６　消防・医療救護に関する資料
６－１　富山県東部消防組合----------901
６－２　魚津市消防団組織表----------901
６－３　主要医療機関一覧表----------902
６－４　防災用医薬品等卸売業者----------903
７　衛生等に関する資料
７－１　一般廃棄物の処理施設----------951
７－２　火葬場----------951
８　輸送に関する資料
８－１　緊急輸送道路----------1001
８－２　緊急通行車両等の事前届出・確認制度----------1004
８－３　災害派遣等従事車両証明書----------1007
８－４　飛行場外離着陸場等----------1008
９　各種災害における避難情報に関する資料
９－１　水防警報の発令----------1051
９－２　避難判断水位情報の発表----------1052
９－３　洪水時における避難情報の発令基準----------1053
９－４　重要水防箇所（河川）----------1054
９－５　重要水防箇所（海岸）----------1055
９－６　津波災害における避難情報の発令基準----------1055
９－７　高波・高潮災害における避難情報の発令基準----------1055
９－８　土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報----------1056
９－９　土砂災害警戒情報----------1056
９-10　土砂災害における避難情報の発令基準----------1057

10　危険区域等に関する資料

10-１　災害危険地域一覧表----------1101
10-２　急傾斜地崩壊危険箇所----------1102
10-３　急傾斜地崩壊危険区域指定地----------1105
10-４　地すべり危険箇所（国土交通省）----------1106
10-５　地すべり危険箇所（林野）----------1107
10-６　地すべり危険箇所（農地）----------1108
10-７　砂防指定地----------1109
10-８　土石流危険渓流----------1111
10-９　土砂災害警戒区域等----------1113
10-10　崩壊土砂流出危険地区----------1118
10-11　山腹崩壊危険地区----------1120
10-12　ため池危険箇所（受益面積２ｈａ以上）----------1121
10-13　雪崩危険箇所（国土交通省）----------1122
10-14　雪崩危険箇所（林野）----------1124

11　相互応援協定等に関する資料

相互応援協定等一覧表----------1151
11-１　災害時相互応援協定書（石川県七尾市）----------1155
11-２　災害時相互応援協定書（長野県飯山市）----------1157
11-３　災害時相互応援協定書（新潟県十日町市）----------1159
11-４　災害時相互応援協定書（愛知県知立市）----------1161
11-５　災害時の情報交換に関する協定----------1163
11-６　富山県市町村消防相互応援協定----------1165
11-７　船舶火災の消火活動に関する業務協定----------1167
11-８　高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定書----------1169
11-９　ガス爆発事故等防止対策に関する協定書----------1171
11-10　富山県消防防災ヘリコプター支援協定書----------1175
11-11　携帯電話等による119番通報の対応に関する協定書----------1177
11-12　海難救助活動に関する覚書----------1179
11-13　災害等の相互応援給水に関する覚書----------1180
11-14　鉄道災害時の安全対策に関する覚書----------1182
11-15　鉄道災害時の安全対策に関する覚書----------1184
11-16　災害時における魚津市と郵便局の協力に関する協定書----------1186
11-17　災害時における応急対策業務に関する協定書----------1188
11-18　災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書----------1191
11-19　魚津市と株式会社新川インフォメーションセンターとの

災害緊急放送に関する相互協定----------1193
11-20　災害時等における応急活動の協力に関する協定書----------1195
11-21　災害時における物資供給に関する協定書----------1196
11-22　災害時における情報収集及び伝達に関する協定----------1198
11-23　災害時における救援物資提供に関する協定----------1200
11-24　災害時における生活必需物資の調達に関する協定----------1202
11-25　市有建築物の災害時における応急対策業務に関する協定----------1204
11-26　災害時における緊急用燃料の供給に関する協定----------1206
11-27　災害時における応急対策活動に関する協定書----------1208
11-28　災害時における飲料水の供給に関する協定書----------1210
11-29　災害時における応急対策業務に関する協定書----------1213
11-30　災害時における応急対策業務に関する協定書----------1215
11-31　災害時における応援業務に関する協定----------1216
11-32　災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（富山県協定）----------1218
11-33　災害時における徒歩帰宅者支援
及び石油燃料の安定供給に関する協定書（富山県協定）----------1220
11-34　災害時等の応援に関する協定書（富山県協定）----------1222
11-35　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書----------1224
11-36　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書----------1226
11-37　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書----------1228
11-38　災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（富山県協定）-----1230
11-39　災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（富山県協定）-----1233
11-40　災害時における行政書士業務に関する協定書（富山県協定）----------1235
11-41　災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書（富山県協定）----------1237
11-42　大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書（富山県協定）---1239
11-43　災害時における緊急用燃料の供給等に関する協定書（富山県協定）----------1243
11-44　災害時における上下水道施設電気設備の応援協力に関する協定書----------1245
11-45　災害時の医療救護に関する協定書（富山県協定）----------1247
11-46　災害時の歯科医療救護に関する協定書（富山県協定）----------1250
11-47　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 ----------1253
11-48　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 ----------1255
11-50　災害時における生活必需品の調達に関する協定 ----------1257
11-51　災害時における物資の供給に関する協定書 ----------1262
11-52　災害時における接骨師会支援活動協定書 ----------1264
11-53　鉄道災害時の安全対策に関する覚書----------1268
11-54　災害時における応急対策業務に関する協定書----------1270

11-55　災害時における応急対策業務に関する協定書----------1272
11-56　災害時における情報の提供及び輸送業務に関する協定----------1274
11-57　災害時における魚津市と魚津市内郵便局の協力に関する協定書----------1276
11-58　災害時における応急対策業務に関する協定書----------1280
11-59　災害時における飲料水の供給に関する協定書----------1282
11-60　災害に係る情報発信等に関する協定----------1288
11-61　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書----------1290
11-62　原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書----------1292
11-63　災害時における臨時災害放送局開設の協力に関する協定----------1294
11-64　地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定書----------1296
11-65　雪害時における緊急待避所等としての施設の使用に関する覚書----------1299
11-66　災害時における復旧支援協力に関する協定----------1301
11-67　災害時における物資の供給協力に関する協定書----------1303
11-68　災害時における物資供給等に関する協定書----------1305
11-69　災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定----------1308
11-70　災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書----------1315
11-71　災害時における救援物資の供給および一時避難所の提供に関する協定書----------1317
11-72　災害時における救援物資集積場所の設置
　　及び救援物資の輸送並びに一時避難場所の提供の協力に関する協定書-------1319
11-73　大規模災害時における相互連携に関する確認書----------1321
11-74　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書----------1324
11-75　災害時における連携に関する協定書----------1326
11-76　災害時相互応援協定書（東京都国分寺市）----------1328

12　防災関係機関に関する資料

12-１　連絡先一覧表----------1351

13　防災会議等に関する資料

13-１　魚津市防災会議条例----------1381
13-２　魚津市防災会議委員----------1383
13-３　魚津市災害対策本部条例----------1384

14　その他

14-１　災害救助法の概要及び基準----------1401
14-２　激甚災害指定基準----------1408
14-３　災害対策基本法----------1412
14-４　指定文化財一覧----------1445
14-５　気象庁震度階級関連解説表----------1446

様式集

様式１　災害情報記録票----------1501
様式２　部関係被害状況（概況・確定）報告書----------1502
様式３　「火災・災害等即報要領」に基づく報告様式----------1503
第１号様式（火災）----------1503
第２号様式（特定の事故）----------1504
第３号様式（救急・救助事故等）----------1505
第４号様式（その１）災害概況即報----------1506
第４号様式（その２）被害状況即報----------1507
（参考）「火災・災害等即報要領」に基づく報告フロー図----------1509
（参考）火災・災害等即報要領「即報基準」と「直接即報基準」の比較表------1510
（参考）被害程度の判定基準等----------1513
（参考）雪害に係る被害の取扱いについて----------1515
様式４　公用令書----------1516
様式５　自衛隊の派遣要請依頼書----------1519
様式６　自衛隊の撤収要請依頼書----------1520
様式７　救援物資の調達要請書----------1521
様式８　避難所開設状況報告書（中間・確定）----------1522
様式９　避難者名簿----------1523
様式 10　避難者名簿（世帯票）----------1524
様式 11　り災証明申請書----------1525
様式 12-1　り災証明書----------1526
様式 12-2　り災証明書（住家以外）----------1527
様式 13　り災者台帳----------1528
様式 14　救助実施記録日計票----------1529
様式 15　救助日報----------1530
様式 16　義援物資受付台帳----------1532

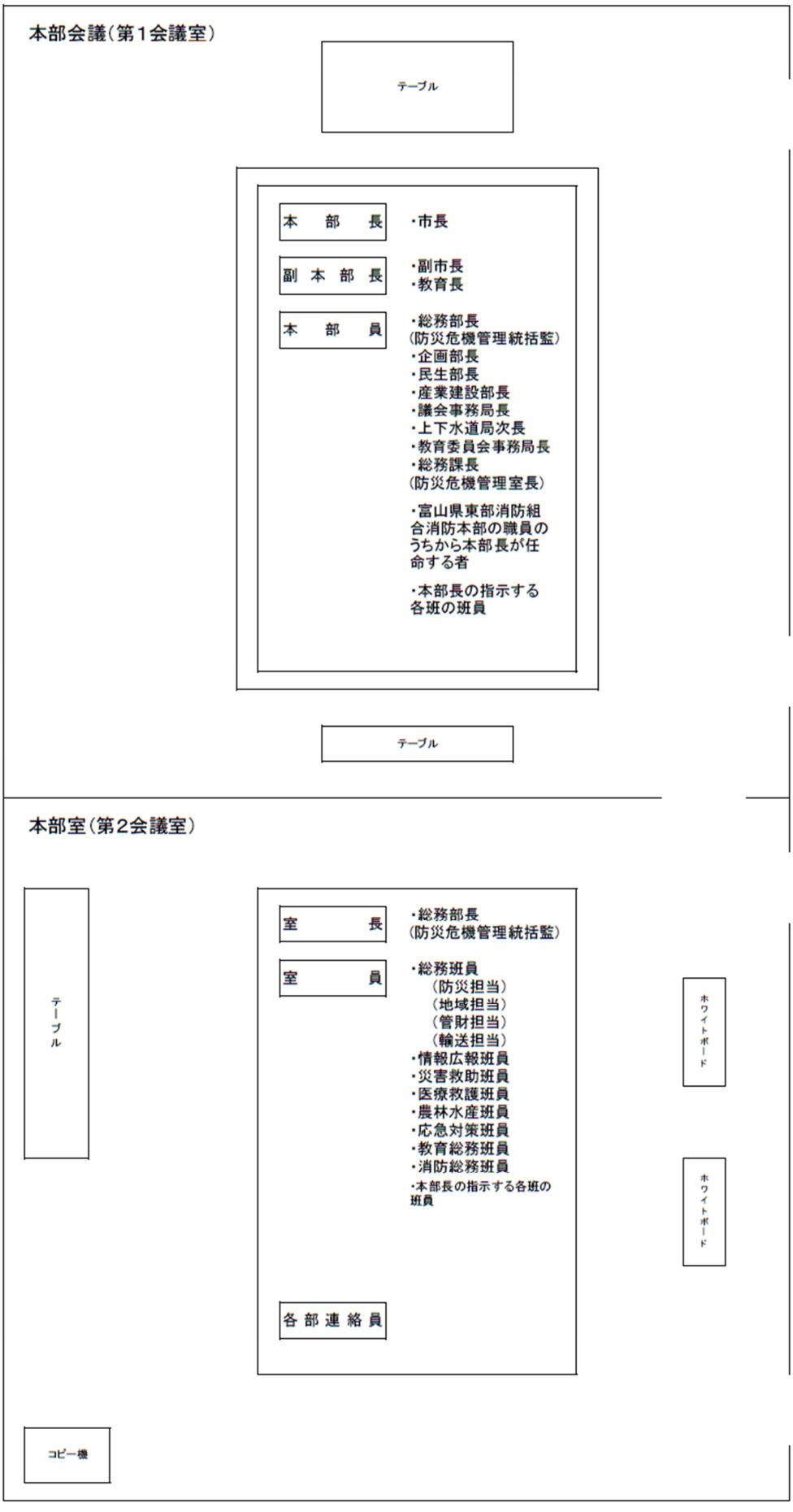
本部会議（第１会議室）
テーブル
本　部　長
・市長
副 本 部 長
・副市長
・教育長
本　部　員
・総務部長
（防災危機管理統括監）
・企画部長
・民生部長
・産業建設部長
・議会事務局長
・上下水道局次長
・教育委員会事務局長
・総務課長
（防災危機管理室長）
・富山県東部消防組合消防本部の職員のうちから本部長が任命する者
・本部長の指示する各班の班員
テーブル
本部室（第２会議室）
テーブル
室　長
・総務部長
（防災危機管理統括監）
室　員
・総務班員
（防災担当）
（地域担当）
（管財担当）
（輸送担当）
・情報広報班員
・災害救助班員
・医療救護班員
・農林水産班員
・応急対策班員
・教育総務班員
・消防総務班員
・本部長の指示する各班の班員
各 部 連 絡 員
ホワイトボード
ホワイトボード
コピー機

２　各部の分掌事務

部	班	分掌事務
総務部	総務班 防災担当 (総務課) (防災危機管理室) ※本部室事務	1　災害対策本部の統括事務（本部室）に関すること。 2　被害報告の取りまとめ及び連絡に関すること。 3　気象警報等の収集及び伝達に関すること。 4　関係機関等に対する応援要請等に関すること。 5　防災行政無線の管理に関すること。 6　職員の動員・配置に関すること。
	総務班 地域担当 (地域協働課)	1　外国人の援護対策に関すること。 2　ボランティア活動の調整に関すること。 3　自治会等の長への連絡に関すること。 4　部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 5　コミュニティセンター等の施設の災害応急対策に関すること。
	総務班 管財担当 (財政課)	1　市有財産の保全及び被害調査の取りまとめに関すること。 2　庁用車両の調達等に関すること。 3　庁内電話等通信施設、電気施設の確保に関すること。 4　燃料等の調達に関すること。 5　災害応急対策予算及び財政措置に関すること。
	総務班 輸送担当 (税務課)	1　備蓄食料、物資の管理及び輸送に関すること。 2　物資集積地の維持管理に関すること。 3　輸送活動に必要な民間車両の調達に関すること。 4　その他災害時の輸送対策に関すること。 5　市税の減免に関すること。 6　被災世帯調査の総括に関すること（応急対策班住宅担当が協力)。 7　り災証明の発行に関すること。
	会計班 (会計課)	1　見舞金、義援金の出納保管に関すること。 2　他班の応援に関すること。
	議会班 (議会事務局)	1　市議会議員との連絡に関すること。 2　見舞者の対応に関すること。 3　他班の応援に関すること。
	応援班 (監査委員会事務局)	1　他班の応援に関すること。

第２節　動員配備

関係各部

地震が発生した場合、直ちに次の配備体制をとり、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

１　市の配備基準

種 別	配備基準	配備体制
第１ 非常配備	・震度３の地震が発生したとき。	総務課　財政課　地域協働課 建設課　農林水産課　都市計画課 商工観光課　社会福祉課　こども課 教育総務課　生涯学習・スポーツ課 上下水道課　（各課長） 消防署 ⊐ 消防署の配備体制とおり 主として情報連絡活動にあたり、状況によって速やかに第２非常配備体制に移行し得る体制
第２ 非常配備	・震度４の地震が発生したとき。 ・津波注意報が発表されたとき ・市長が必要と認めたとき。	総務部長（防災危機管理統括監） 産業建設部長 総務課　財政課　地域協働課 建設課　農林水産課　都市計画課 商工観光課　社会福祉課　こども課 教育総務課　生涯学習・スポーツ課 上下水道課　（各課長及び課員若干名） 消防署 ⊐ 消防署の配備体制とおり 事態の推移に伴い、速やかに第３非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。
第３ 非常配備	・震度５弱以上の地震が発生したとき。 ・津波警報、大津波警報が発表されたとき。 ・大規模な被害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害対策本部各部の全職員を配置し、職員全体をもって応急対策を実施する体制 （災害対策本部設置）

※市長は、被害の種類、規模によって、必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。

2　参集基準

⑴　夜間、休日等において配備体制を決定したときは、あらかじめ定められた連絡系統にしたがって、電話等により職員に伝達する。なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、職員は自ら被害情報を収集し、参集についての自主判断をする。

⑵　職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、所属部署に参集が困難な場合は、最寄りのコミュニティセンター、避難所等に参集し、応急対策活動を行う。

⑶　参集時の交通手段は、原則として自転車、バイク又は徒歩で行う。

⑷　職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査するとともに、要救護者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに参集する。

⑸　職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

3　要員配備の調整

⑴　本部室の要員配備の調整

総務班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部からの要員の応援を求める。

⑵　各部の要員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、総務班に要員配備の調整を求める。

⑶　応援要請

市職員のみでは充分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに協定市等に職員の派遣応援協力を要請する。

7　津波に関する避難指示等及び誘導

⑴　避難情報

市は、強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、速やかに避難情報の発令を行う。（資料９－６　津波災害における避難情報の発令基準）

避難指示等の周知にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、サイレン、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、インターネット、緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス等のあらゆる手段を活用し、関係機関の協力を得ながら、伝達手段の多重化、多様化を図る。

⑵　避難誘導

市は、避難情報を発令した場合は、警察・消防等との連携協力により、避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者や観光客等の一時滞在者について配慮する。

ただし、津波が到達するまで猶予がないと考えられる場合には、人命優先の観点から、避難誘導や防災対応にあたる者も安全な高台等に避難するよう、事前に行動のルール化を図る。

8　津波からの避難

⑴　基本的な考え

津波からの避難は、強い揺れや長い揺れを感じた場合、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

また、東日本大震災における住民の避難行動を見ると、避難するきっかけとして、地域における避難の呼びかけや率先避難が大きな要因であったことから、自ら避難することが地域住民の避難に繋がることを理解し、共に声を掛け合いながら迅速に避難するなど、地域が一体となり避難することが重要である。

⑵　避難場所の周知

避難場所については、津波避難ビル等や高台などの一時的な避難場所となる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、学校やコミュニティセンターなどの「避難生活を送るために避難する場所」があるが、津波発生時に住民等が間違わないよう両者の違いについて周知徹底を図る。

⑶　徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を、警察と調整の上、あらかじめ検討する。

⑷　市民・船舶に求められる津波からの避難等

ア　市民に求められる津波からの避難等

A　強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに津波避難ビルや高台等の安全な場所に避難すること。

　また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに安全な場所に避難すること。

B　津波警報や避難情報から、高い津波の襲来が予想される場合には、迷うことなくさらに高い場所へ避難すること。

C　避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが地域における率先避難者となるよう努めること。

D　できるだけ正しい情報を、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話等を通じて入手すること。

E　津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

F　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

イ　船舶に求められる津波からの避難等

A　強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外（水深の深い広い海域）に待避すること。

　また、揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、時間的に余裕のある場合にのみ、直ちに港外に待避し、急いで安全な場所に避難すること。

B　できるだけ正しい情報を、ラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。

C　港外に待避できない小型船舶については、時間的に余裕がある場合にのみ、高いところに引き上げて固縛するなどの措置をとること。

D　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで気をゆるめないこと。

９　避難所外避難者

市は、警察官、消防団、自主防災組織、自治会・町内会、民生委員等の協力を得て、避難所外避難者の状況の把握に努めるとともに、避難行動要支援者については、できるだけ避難所又は医療施設等へ移送するように努める。

10　自動車内の避難

被災者が多数となった場合又は避難所が被災し、使用不能になった場合等は、市内の避難所だけでは、収容が困難になることが予想される。このような場合は、近隣の自治体の協力を得て、その自治体の避難所に収容させてもらうことも考えられるが、緊急の避難手段として、次の事項に留意しながら、各自の判断により自動車内で避難することもやむを得ない。

⑴　二次災害の危険性が低いこと。

⑵　駐車場周囲の建物、工作物等に崩壊の危険がなく、また、付近に多量の危険物等が集積さ

現地事務所を設置し、速やかにその旨を地域住民に広報する。なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救援ボランティア本部が担う。

⑴　設置場所

現地事務所を設置する場合は、市は、ボランティア活動が円滑に行うことができる場所（コミュニティセンター、避難所等の施設）の確保に協力する。

⑵　役割（機能・業務）

ア　市災害救援ボランティア本部との連絡調整

イ　ボランティア及び被災者ニーズ、被災状況の把握

ウ　ボランティアの受入れ、登録、保険加入

エ　コーディネート

オ　救援物資の整理配布

カ　活動用資機材の配布

キ　現地での活動支援

ク　ボランティアの健康管理

3　連携体制

市災害対策本部とボランティアとの有機的な連携を図るため、次のような体制をとる。

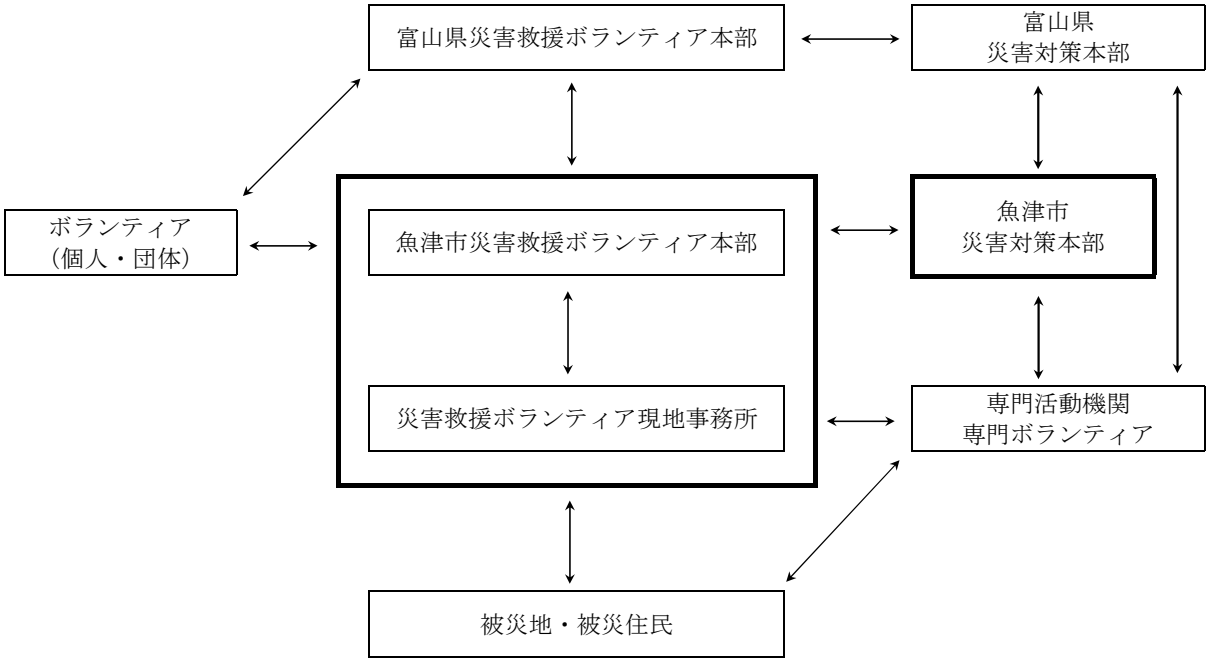

4　市災害救援ボランティア本部への協力依頼事項の例

⑴　広報活動に関する事項

⑵　被災者名簿の整理に関する事項

⑶　給水、食料給付に関する事項

⑷　避難所の運営に関する事項

⑸　社会福祉施設等の支援に関する事項

⑹　救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項

⑺　保育、子どもの遊び相手、高齢者や障害者等の援護に関する事項

⑻　被災者ニーズ及び被災状況の把握に関する事項

５　ボランティアへの支援

⑴　市は、ボランティア活動に必要な行政情報等を求められた場合、的確に提供する。

⑵　市は、ボランティア活動に必要な各種資機材等のあっせん、提供を求められた場合、積極的に支援する。

⑶　市は、ボランティア活動の拠点（現地事務所等）の確保に努める。

⑷　市は、ボランティアの災害ボランティア保険への加入を支援する。

3　後方医療機関への搬送

市内の医療機関や医療救護所で処置の困難な重症患者が発生した場合、消防本部に市外の後方医療機関への搬送を要請する。なお、市は消防本部で対処できない場合には、県、海上保安部に船舶、ヘリコプター等による輸送を要請する。

4　医療機関の被災時の対応

被災時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、あらかじめ病院防災マニュアル等の作成に努めるとともに、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。市は、ライフラインの停止、医療スタッフの不足等で機能が低下した医療機関から支援の要請を受けたときは、県、市医師会、災害ボランティア活動組織等の関係機関・団体に応援を要請する。

5　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）

⑴　ＤＭＡＴの役割

災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team。略称「ＤＭＡＴ（ディ・マット）」）は、災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた機動性を持った医療チームである。

大規模災害時においては、被災地域内の医療体制では多数の重傷者に対応できないことが想定されることから、救命率の向上のため、ＤＭＡＴによる迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等が予定されている。

県内においては、平成23年度までに富山大学附属病院、富山県立中央病院、厚生連高岡病院、黒部市民病院、富山市民病院、富山赤十字病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院においてＤＭＡＴの体制の整備が行われている。

⑵　富山県ＤＭＡＴの活動内容

富山県ＤＭＡＴの活動内容は、次のとおりとする。

ア　災害現場等における災害医療情報の収集及び伝達

イ　災害現場、応急救護所、被災地内の災害拠点病院等におけるトリアージ、応急処置、搬送、搬送中の診療等

ウ　災害拠点病院等における他の医療従事者に対する支援

エ　広域医療搬送における広域医療搬送拠点等での医療支援

オ　その他災害現場等における救命活動に必要な措置

第19節　緊急交通路の確保

産業建設部　関係各部

道路に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに緊急輸送道路の応急復旧を行い、効率的な防災活動が展開されるように努める。

1　道路の被害状況、応急復旧状況の把握

⑴　市は、国土交通省富山河川国道事務所、県新川土木センター、警察署等との間で国道、県道、市道等の被害状況や交通規制、応急復旧状況に関する情報交換を行う。

⑵　市は、あらかじめ定めた緊急輸送道路を優先的にパトロールや応急復旧等を実施し、市内の道路の被害状況を把握するとともに、市民への広報に努める。

2　交通規制

市は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請するとともに、市民への広報に努める。

3　緊急輸送道路の応急復旧等

⑴　基本方針

市は、効果的な防災活動が展開することができるよう次の点に考慮し、市内土木建設業者の協力を得て緊急輸送道路（資料８－１　緊急輸送道路）の応急復旧を行う。

ア　消火活動、救出活動上重要な道路

イ　緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送へリポートに通じる道路）

ウ　緊急救援物資の輸送上重要な道路

エ　広域応援受入れ上必要な道路

⑵　応援要請

被害が甚大で、市内土木建設業者で対応が難しい場合は、県に県内建設業協会、自衛隊等の応援要請を依頼する。

⑶　代替路線の確保

緊急輸送道路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等を代替路線として通行確保するものとし、必要に応じて県等の防災機関に対し応援を要請する。

保に努める。

⑸　厚生センター等への協力要請

防疫活動が、市自らの能力で実施が困難であると判断したときは、県に対して県内他厚生センター等の応援を要請する。

また、防疫用薬剤及び器具等が市内業者からの調達では確保できない場合は、県に対しこれらの調達のあっせんを依頼する。

2　保健衛生指導

⑴　衛生活動

ア　被災者に対する衛生指導

市は、被災市民に対し台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ　食中毒の防止

市は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、給食施設等に対する食品衛生監視を実施する。

ウ　家庭動物の保護

災害時には、避難所に飼い主が動物を連れてくることや飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

⑵　保健活動

ア　被災者に対する保健指導

避難所等の被災市民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、ロングフライト症候群、インフルエンザ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

イ　被災者に対する栄養相談

低アレルギー食、アレルゲン除去食、低塩分食等の特別用途食品の入手や調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して栄養会等と協力し、栄養相談に応じる。

3　こころのケア

市は、県や各関係機関との連携のうえ、避難所における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

第28節　社会秩序の維持

関係各部

被災地域における治安の維持と市民の安全を図るため、警察機関が行う警備活動に対し必要な情報を提供するなど積極的に協力する。

1　警備活動の主な内容

ア　被害実態の把握
イ　被災者の救助救護
ウ　危険箇所の実態把握及び警戒
エ　避難の指示、警告及び誘導
オ　行方不明者の捜索及び遺体の検視
カ　被災地等における交通の安全と円滑化の確保
キ　被災地等における犯罪の予防及び取締り
ク　地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
ケ　関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

2　市民消費生活の安定

災害後の市民の消費生活の安定を図るため、必要に応じて次のように活動を行う。

⑴　生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視

市は、定期的に物価を監視するため、生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視を行う。

⑵　消費生活相談所の開設

市は、避難所、コミュニティセンター等に臨時の消費生活相談所を開設し、消費生活に関する相談に応じる。

⑶　大規模小売店舗及びガソリンスタンド等の営業状況の把握

市は、大規模小売店舗、ガソリンスタンド、公衆浴場等生活に密着した店舗等の営業状況を把握する。

⑷　消費生活に関する広報

これらの広報については、本章第７節「広報」による。

第２節　動員配備

関係各部

風水害が発生又は発生するおそれがある場合は、魚津市水防計画に基づいて直ちに次の配備体制をとり、被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

１　市の配備基準

<table>
<tr><th>種 別</th><th>配備基準</th><th>配備体制</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第１
非常配備</td><td>・市の区域に大雨若しくは洪水の注意報若しくは波浪警報の一以上が発表され、又は高潮と波浪の注意報が同時に発表されたとき。</td><td>建設課を中心とする一の班体制</td></tr>
<tr><td>・大雨、洪水、高潮、暴風警報の一以上が発表されたとき。

・市長が必要と認めたとき。</td><td>建設課を中心とする一の班体制

総務課┐若干名

主として情報連絡活動にあたり、状況によって速やかに第２非常配備体制に移行し得る体制</td></tr>
<tr><td>第２
非常配備</td><td>・大雨、洪水、高潮、暴風警報の一以上が発表され、局地的な災害の発生、又は発生のおそれがあるとき。

・避難判断水位に達することが予測されるとき。
※避難判断水位は避難指示等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位。

・土砂災害警戒情報が発表された、又は発表される見込みのとき。

・土砂災害発生危険基準線（CL）が超過することが予測されるとき。
※Critical lineの略で、土砂災害に対して注意すべき領域と警戒すべき領域の境界線のこと。CLを超えると土砂災害が発生する確率が高くなる。

・市長が必要と認めたとき。</td><td>各部局長及び次長

総務課
情報広報課
財政課
建設課
農林水産課
都市計画課
上下水道課
消防署
消防団
┘魚津市水防計画に基づく第２非常配備

※避難指示発令及び避難所開設の見込みの場合、下記の課を含めた体制とする
地域協働課
税務課
社会福祉課
こども課
健康センター
教育総務課
生涯学習・スポーツ課
上下水道課
┘各課長及び課員若干名

事態の推移に伴い、速やかに第３非常配備体制に移行し得る体制
その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。</td></tr>
</table>

第3 非常配備	・大雨、高潮、暴風、波浪等の特別警報が発表されたとき。 ・はん濫危険水位に達することが予測されるとき。 ※はん濫危険水位は洪水等により家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位。 ・土砂災害発生危険基準線（CL）が超過したとき。 ・大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害対策本部各部の全職員を配置し、職員全体をもって応急対策を実施する体制 （災害対策本部設置）

※市長は、被害の種類、規模によって、必要と認めるときは、上記の基準とは異なる配備体制を指令することができる。
※各部の長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制をとることができる。

2　参集基準

⑴　夜間、休日等において配備体制を決定したときは、あらかじめ定められた連絡系統にしたがって、電話等により職員に伝達する。なお、電話等が使用不能又は著しく使用困難なときは、職員は自ら被害情報を収集し、参集についての自主判断をする。

⑵　職員の参集場所は、原則として所属する部署とする。ただし、所属部署に参集が困難な場合は、最寄りのコミュニティセンター、避難所等に参集し、応急対策活動を行う。

⑶　参集時の交通手段は、原則として自転車、バイク又は徒歩で行う。

⑷　職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査するとともに、要救護者を発見したときは救護措置にあたった後、速やかに参集する。

⑸　職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

3　要員配備の調整

⑴　本部室の要員配備の調整

総務班は、本部室要員が不足する場合は、本部室連絡員を通じて各部からの要員の応援を求める。

⑵　各部の要員配備の調整

各部の長は、部内各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは、部内の応援班及びその他の班に応援を指示する。なおかつ要員が不足する場合は、総務班に要員配備の調整を求める。

⑶　応援要請等

市職員のみでは充分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに協定市等に職員の派遣応援協力を要請する。

年　　月　　日	災害項目	記　　事
平成30年（2018） ９月４日・５日	暴風 （台風21号）	台風21号が富山県に接近し、９月４日から５日にかけて暴風となった。魚津市では瞬間風速30.7ｍを観測し、９月の観測史上最大値となり、最大風速15.3ｍは統計開始以来の極値更新となった。 この暴風により、１名が転倒し負傷した。住宅のトタン破損や農林水産関係（りんご、なし、ぶどう、もも等）等の被害や、高圧電線断線による停電（道下地区）が発生した。 【用水に関する被害】 農地被害４件。水路被害１件。農道被害１件。林道被害４件。
令和元年（2019） 10月12日・13日	大雨 暴風 （台風19号）	台風19号が富山県に接近し、10月12日から13日にかけて暴風となった。魚津市では総降雨量116㎜、最大瞬間風速23.1ｍを観測した。 避難指示等の発令は行わなかったが、大雨、暴風の影響により、市内13地区に１か所ずつ、「自主避難所」を開設（10月12日14時25分）した。自主避難所は、各地区の公民館、小学校等とした。（閉鎖 13日７時00分） この暴風により、果樹・野菜（りんご、西洋なし、白ネギ、ブロッコリー）や、林道等に被害が相次いだ。 【農地林道に関する被害】 林道１件。
令和３年（2021） １月７日～11日	大雪	７日から11日にかけて、強い冬型の気圧配置や寒気に加え、雪雲が発生しやすい状態が長く続き、県内８観測地点のうち５カ所で１ｍ以上の積雪があった。この大雪の影響で、車のタイヤが雪にはまる「スタック」が相次ぐなど、数日にわたり県内各地で交通障害が発生した。魚津市では24時間降雪量が、８日午前１時から９日午前１時までに66㎝となり、1997年（H9）の統計開始以降で最大を記録し、雪屋根下し時の転落や用水転落等の人的被害７件、用水溢水による床下浸水で２件、強風によるシャッター等の飛散等２件、ビニールハウスの倒壊等21件の被害が発生した。
令和４年（2022） ３月26日	暴風	26日の早朝から夕方にかけて、発達した低気圧の影響で暴風となった。魚津市では、最大瞬間風速は25.9ｍ/ｓ、最大風速は14.2ｍ/ｓを記録し、ともに３月の観測史上最大値となった。 この暴風により、屋根板金やトタン屋根が剥がれ飛ぶ住家被害が４件、農林水産関係（ビニールハウス、豚舎、倉庫）の破損31件等の被害が発生した。人的被害は無し。
令和５年（2023） ７月12日～15日	大雨 洪水	12日から14日にかけて梅雨前線が北陸地方に停滞し、12日夜遅くから13日未明には富山県で線状降水帯による非常に激しい雨が降り、12日夜遅くに「顕著な大雨に関する富山県気象情報」が発表された。魚津市

年　　月　　日	災害項目	記　　事
		では、13日15時までの１時間に魚津市付近で110㎜、魚津市古鹿熊で104㎜の猛烈な雨が観測され、「記録的短時間大雨情報」が発表された。 大雨の影響で角川の水位が上昇し氾濫危険水位に達する恐れがあったため、大町地区、下中島地区、上中島地区、松倉地区で自主避難所を開設した。避難所は、旧大町小学校、星の杜小学校、もくもくホール、旧松倉小学校、松倉保育園とした。（開設 18時45分、閉鎖 21時00分） この大雨により、経田漁港への流木の漂流が１件、林道の路肩欠損等が３件、公共施設の雨漏り等が２件の被害が発生した。人的被害、住家被害は無し。
令和６年（2024） １月１日	地震	１日 16 時 10 分に石川県能登地方（北緯 37.5 度、東経 137.3 度、深さ約 16km）で地震（マグニチュード 7.6）が発生し、富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村で震度５強、滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町で震度５弱を観測した。魚津市では震度４を観測した。また、16 時 12 分に富山県に津波警報が発表された。 この地震により、県内では、魚津市、入善町を除く13市町村で災害救助法が適用された。人的被害は、富山市（２名）、射水市（１名）が重症、富山市（16名）、高岡市（３名）、魚津市（２名）、氷見市（９名）、黒部市（５名）、砺波市（１名）、小矢部市（２名）、射水市（３名）、朝日町（３名）が軽傷を負った。住家被害は、県内では、全壊（192件）、半壊（587件）、一部損壊等（12,807件）の被害が発生した。 魚津市では、一部損壊（43件）の被害が発生した。市内27か所で避難所を開設し、１日18時現在で2,333名が避難した。海の駅蜃気楼駐車場で液状化現象が発生した。福祉施設で火災被害が発生した。 【魚津市の被害状況】（令和６年３月25日時点） 人的被害軽傷２件、住家被害一部損壊60件、火災被害１件、市道・農道６件、水産業施設３件、公共施設23件、市内事業所36件。

○平成26年７月19日～20日発生豪雨災害時の気象データ（富山地方気象台提供）

（１）地上天気図及び気象衛星赤外画像（平成26年７月19日21時）

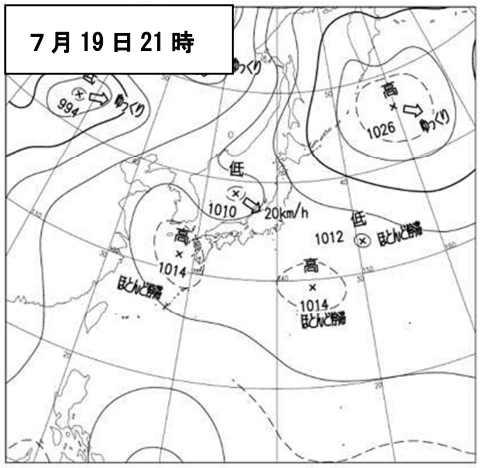

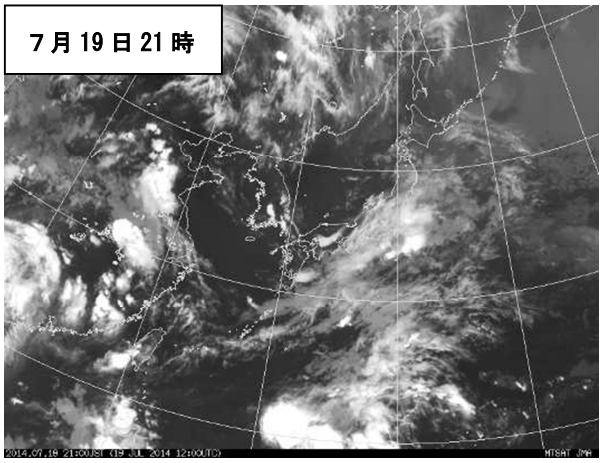

（２）レーダーエコ合成図（平成26年７月19日22時00分～７月19日23時00分まで）

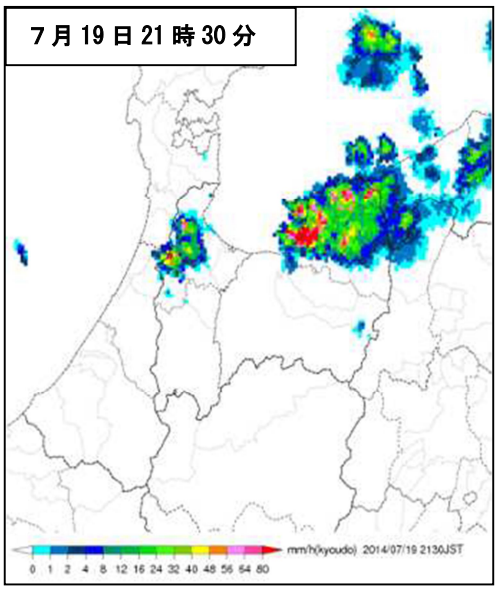

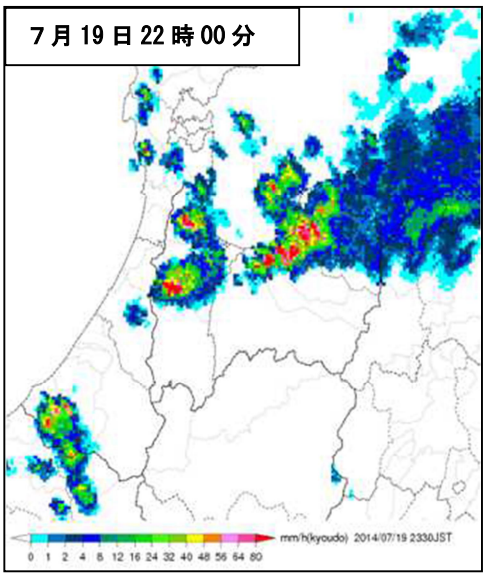

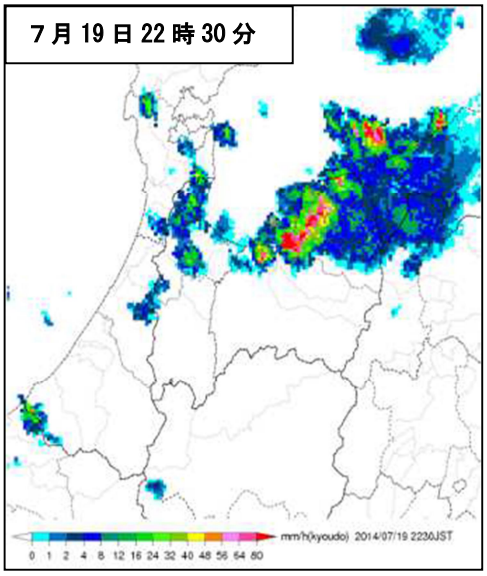

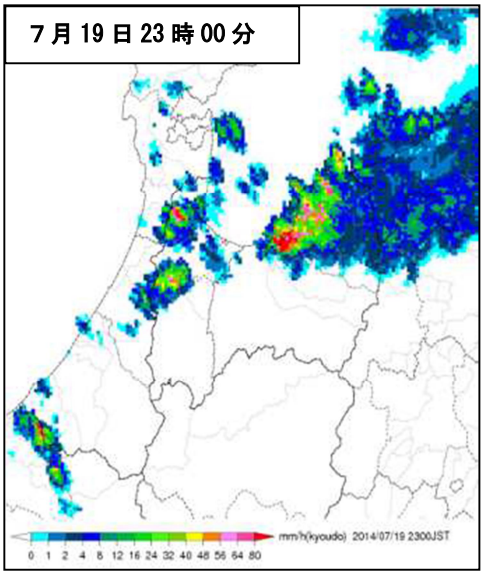

（３）平成26年７月19日から20日にかけての時間雨量及び連続雨量

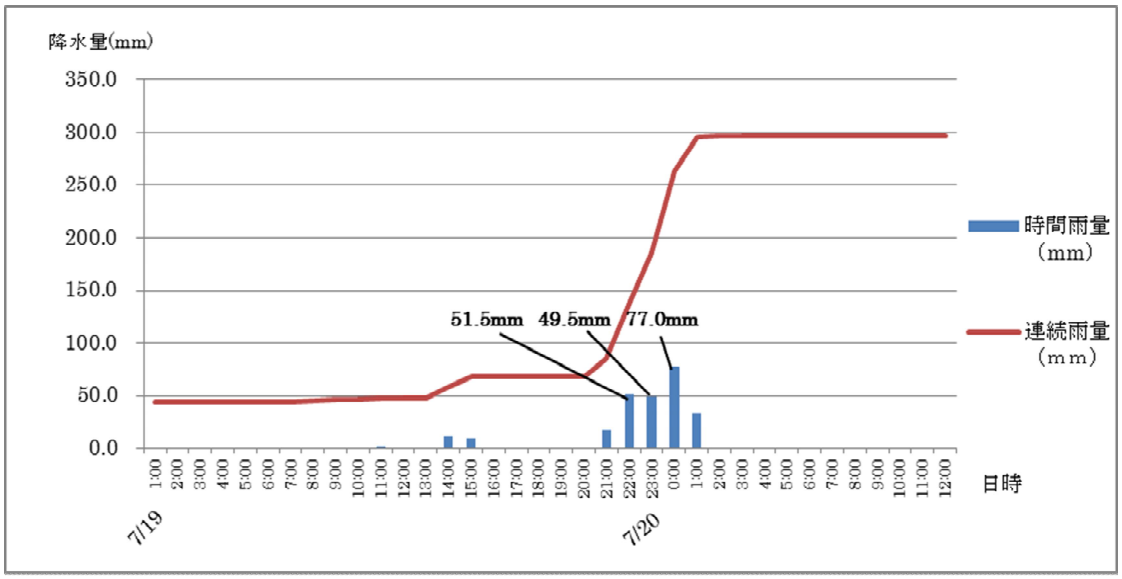

（４）雨の状況

解析雨量では、19日18時から7月20日06時までの12時間積算で、魚津市で約250ミリの雨を解析した。7月19日23時から7月20日00時までの1時間に魚津市付近では約80ミリの猛烈な雨を解析し、7月20日01時から02時までの1時間に高岡市高岡付近では約100ミリ、砺波市砺波付近では約120ミリの猛烈な雨を解析した。

富山地方気象台は７月25日の報道機関への説明会において県内を襲った記録的豪雨は、積乱雲が連続して発生するバックビルディング現象であると発表した。

バックビルディング現象

バックビルディング現象とは、ある場所で積乱雲が発生し続け、上空の風に流されて積乱雲が移動し別の場所で雨を降らせる現象です。その際、積乱雲が線状に並び、同じ場所で強い雨や雷をもたらします。（ウェザーニューズHPより）

○解析雨量（７月19日18時～７月20日06時までの12時間積算雨量）

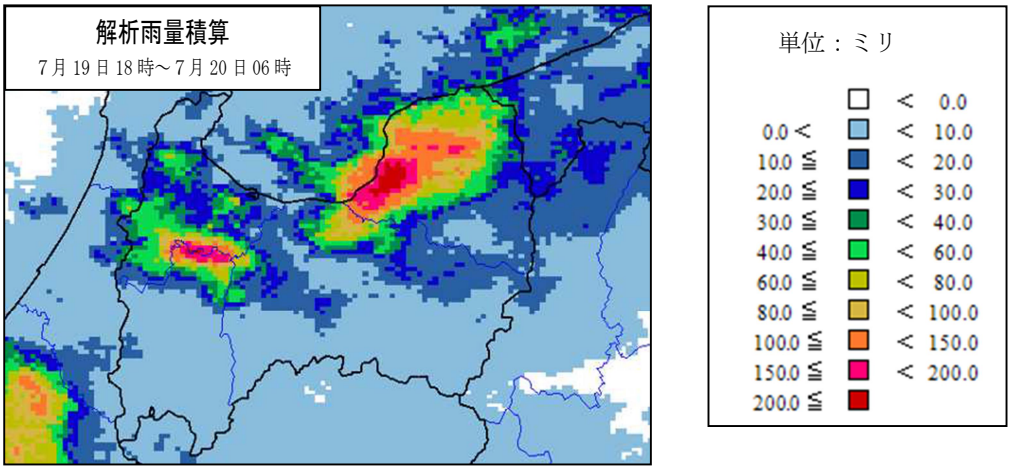

１−２　魚津市における伝承災害

（「魚津市史 下巻 現代のあゆみ」、1972年）

災害名	水害
発生日時	昭和27年6月30日～7月1日
被災地	市内全域（片貝地区の貝田新から島尻は被害甚大）
災害の概要	６月30日夜半から７月１日にかけて市内を襲った大豪雨は、実に40年ぶりのものといわれ、当市を貫流する早月川・角川・片貝川及び布施川と、これにつながる幾多の支流に氾濫を招き、市内の各所において堤防が決壊した。道路橋梁の流失・田畑山林の流失・埋没・冠水に加えて、家屋の全壊・流失・半壊及び床上・床下浸水などで、罹災者総数7,150人、被害総額12億円を上回る大災害となった。
教訓等	市制が発足して間もない折に、豪雨により百年ぶりともいわれる河川の大洪水が起き多くの被害が出た。これを機に、抜本的な防災対策の見地から、河川改修を押し進めるとともに、山間地帯の砂防工事を施して山災に備えることとした。また、緊急時の資材・器具を備えた水防倉庫の建設や河川沿岸の住民で、魚津市水防団を結成して、有事に対処することとなった。

災害名	魚津大火	
発生日時	昭和31年９月10日	
被災地	８割以上焼失した町	真成寺町・神明町・金屋町・金浦町・上村木町・下村木町・川原町・鴨川町・村木
	一部焼失した町	餌指町・諏訪町・本新・本江
災害の概要	魚津市真成寺町から出した火が、台風通過後の南南西の風にあおられるなどの気象的な悪条件により、火はたちまち燃え広がり、市街地の約40％が焼け野原になった。焼失面積15万坪、焼失戸数1,496戸、焼失田畑51町６反、罹災世帯1,583世帯、罹災者7,249人、死傷者は、死者5人・重傷者5人・軽傷者165人、被害見積総額75億８千万円であった。	
教訓等	昭和27年に魚津市が発足して以来、最も被害の大きい災害のひとつである。被災地は、魚津市の市街地を形成しており、当時県下有数の過密地帯であり、町並みも雑然としていて、一朝有事の場合は大災害をもたらす危険があると指摘されていた地区であった。市は、このような大火災に再び見舞われないように、不燃都市の造成を目標に都市区画整理事業、幹線街路建設等を行い近代都市に変貌していくこととなった	

災害名	水害
発生日時	昭和44年8月10日～11日
被災地	市内全域
災害の概要	８月10から11日にかけて昭和２７年以来の集中豪雨に襲われ、市全域にわたり大きな損害を与えた。被害は、罹災世帯996世帯、人員4,507人、橋梁流失12箇所、堤防決壊91箇所、砂防決壊47箇所、重傷者1名、その他多数の被害が発生し、被害見積総額は約14億円に及んだ。
教訓等	治水の根本的対策として、角川と布施川の上流に洪水調節と農業用水を目的としたダムの築造が計画された。

１－３　富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

本県に関係する歴史地震は、下表のとおりであり、中でも特に1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめていないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

発生年	地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	県内の被害等	県内の震度
863（貞観5）		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586（天正13）	（飛騨白川谷）	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5～6)
1662（寛文2）	（琵琶湖付近）	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668（寛文8）			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707（宝永4）	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	(5～6)
1858（安政5）	飛越地震	7.0～7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、流出家屋多し	(5～6)
〃	（大町付近）	5.7		―

（「新編日本被害地震総覧[増補改訂版]」宇佐美龍夫、1996年）

●天正の大地震
- 1586年１月18日（天正13年11月29日）発生、M7.8の規模
- 北陸・飛騨から美濃、近江の広い地域で被害発生。
- 富山県内で被害：高岡市福岡町の木舟城が崩壊し、城主前田秀次以下家臣多数圧死。

●安政の大地震
- 1858年４月９日（安政５年２月26日）の真夜中発生、M7.0～7.1の規模
- 震源：跡津川断層とみられている。
- 震度５以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ。
- 富山県内での被害：県東部は震度６で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者36名。県西部では、震度５で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。

※常願寺川上流の立山カルデラでは、大鳶・小鳶の山崩れが起こり、湯川、真川を堰き止め、約２週間後に長野県大町近くで発生したM5.7の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等1,612戸、死者140人にのぼった。

（「地震を視る」富山県[立山博物館]、1993年）

◎天正の大地震

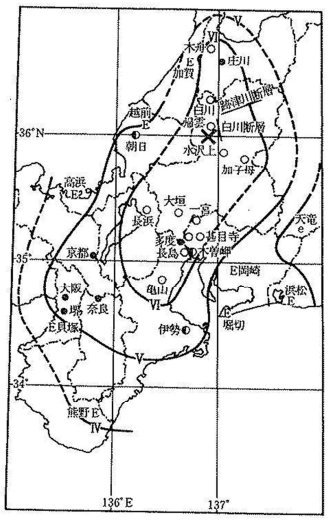

1586年１月18日（天正13年11月29日）のM7.8天正の大地震による震度の広がり。「新編日本被害地震総覧［増補改訂版］」（宇佐美龍夫、1996年）による。

◎安政の大地震

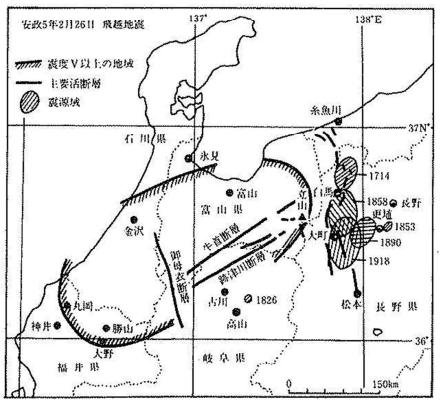

1858年４月９日（安政５年２月26日）のM7.0～7.1の安政の大地震による震度Ⅴの広がり。「新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、1987年）による。

1－4　県内で震度４以上を記録した地震一覧

発生年	地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	県内の被害等	県内の震度
1933（昭和8）	七尾湾	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4
1944（昭和19）	東南海地震	7.9	不明	富山4
1948（昭和23）	福井地震	7.1	西部で被害	富山4
1952（昭和27）	大聖寺地震	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993（平成5）	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000（平成12）	石川県西方沖	6.1	被害なし	小矢部4
2007（平成19）	能登半島沖地震	6.9	重傷１、軽傷 12 非住家一部損壊５	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋５弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日４
2007(平成19)	新潟県中越沖	6.8	軽傷１	氷見、舟橋４
2020（令和2）	石川県能登地方	5.5	軽傷２	富山、氷見、舟橋４
2023（令和5）	能登半島沖	6.5	軽傷１	高岡、氷見、小矢部、射水、舟橋４ 富山、魚津、滑川、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日３
2024（令和6）	能登半島	7.6	重症３、軽傷 44 全壊 192、半壊 587、一部破損等 12,807 火災５ 断水 18,937	富山、高岡、氷見、小矢部、南砺、射水、舟橋５強 滑川、黒部、砺波、上市、立山、朝日５弱 魚津、入善４

1－5　過去の津波

本県で発生した過去の津波としては、1833 年山形県沖地震、近年では 1964 年新潟地震津波、1983 年日本海中部地震津波、1993 年北海道南西沖地震津波が挙げられる。（被害の記述なし）

発生年月日	地震の名称	地震規模	富山県での記録
1833 年 12 月 7 日	山形県沖地震	M7.8	氷見で 1～2m の高さ
1964 年 6 月 16 日	新潟地震	M7.5	検潮記録による高さで、魚津 38cm（推算潮位上）、富山 48cm（TP 上）、伏木 61cm（TP 上）
1983 年 5 月 26 日	日本海中部地震	M7.7	現地調査による高さで、滑川市 0.43m、新湊市 0.34m、高岡市 0.65m、氷見市 0.72m、氷見市中安 0.15m
1993 年 7 月 12 日	北海道南西沖地震	M7.8	最大全振幅で、富山 17cm、萩浦橋（富山）13cm、富山新港 22cm、伏木港 17 cm
2024 年 1 月 1 日	能登半島地震	M7.6	最大全振幅で、富山 79cm

「日本被害津波総覧 【第 2 版】」（東京大学出版会）などによる。

1－6　震度別地震回数

・1933年から1996年までは富山市石坂（富山地方気象台）での震度回数

・1997年以降は魚津市釈迦堂での震度回数（魚津市釈迦堂での観測開始：1996年4月）

・1996年9月以前の5・6は5弱・6弱として記載

年	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	計	備考（「 」は地震名）

年		1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	計	備考（「　」は地震名）
1933	昭和8	4	1	0	1	0	0	0	0	0	6	七尾湾
1934	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4	
1935	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
1936	11	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
1937	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1938	13	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5	
1939	14	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
1940	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1941	16	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
1942	17	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1943	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1944	19	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	「東南海地震」
1945	20	2	3	1	0	0	0	0	0	0	6	「三河湾地震」
1946	21	3	0	1	0	0	0	0	0	0	4	「南海道地震」
1947	22	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
1948	23	3	6	5	1	0	0	0	0	0	15	「日高川地震」「福井地震」
1949	24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1950	25	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
1951	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1952	27	2	1	2	1	0	0	0	0	0	6	「大聖寺地震」「吉野地震」
1953	28	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1954	29	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	富山湾内
1955	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1956	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1957	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1958	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1959	34	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1960	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1961	36	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	「北美濃地震」
1962	37	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
1963	38	2	1	2	0	0	0	0	0	0	5	長野県西部、「越前岬沖地震」
1964	39	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	「新潟地震」、新潟県沖
1965	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1966	41	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
1967	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1968	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1969	44	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	岐阜県中部
1970	45	2	0	2	0	0	0	0	0	0	4	富山県沿岸
1971	46	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
1972	47	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
1973	48	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1974	49	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	
1975	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1976	51	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3	
1977	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1978	53	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1979	54	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
1980	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1981	56	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1982	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1983	58	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
1984	59	3	1	1	0	0	0	0	0	0	5	「長野県西部地震」
1985	60	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3	能登半島沖
1986	61	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1987	62	3	0	1	0	0	0	0	0	0	4	新潟県沖
1988	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1989	平成元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

年		1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	計	備考（「　」は地震名）
1990	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
1991	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1992	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1993	5	10	2	0	1	0	0	0	0	0	13	能登半島沖
1994	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1995	7	4	1	1	0	0	0	0	0	0	6	「兵庫県南部地震」
1996	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
1997	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
1998	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	岐阜県飛騨地方
1999	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
2000	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	石川県西方沖
2001	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
2002	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
2003	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2004	16	8	5	1	0	0	0	0	0	0	14	「新潟県中越地震」
2005	17	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
2006	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
2007	19	14	4	1	1	0	0	0	0	0	20	「能登半島沖地震」「新潟県中越沖地震」
2008	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
2009	21	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
2010	22	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
2011	23	11	4	0	0	0	0	0	0	0	15	「東北地方太平洋沖地震」
2012	24	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
2013	25	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
2014	26	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	「神城断層地震」
2015	27	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
2016	28	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
2017	29	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
2018	30	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	「大阪府北部地震」
2019	令和元	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	「山形県沖地震」
2020	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	「石川県能登地方」
2021	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	「石川県能登地方」
2022	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
2023	5	5	1	1	0	0	0	0	0	0	7	「石川県能登地方」
2024	6	42	12	2	1	0	0	0	0	0	57	「令和６年能登半島地震」

2024年2月29日まで記載

（資料：富山地方気象台）

３－５　防災行政無線設備

１　防災行政無線から伝達する主な情報

区　分	内　　容
災害対策	避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
気象に関する情報	緊急地震速報（震度５弱以上）、津波警報等、土砂災害警戒情報
国民保護に関する情報	航空攻撃、弾道ミサイル攻撃、大規模テロ・ゲリラ等による攻撃
その他	防災訓練、定時放送（18時）、試験放送等

２　同報系無線局（58.505MHz 他）

平成 27 年度デジタル化及び増設

区分	識　別　信　号	設置場所 （占用土地）	備　　考
※親　　局			
－	うおづし	釈迦堂1-10-1 本江3197-1 北鬼江2898-3	第１通信所（魚津市役所） 第２通信所（富山県東部消防組合消防本部） 非常用無線局設備（ありそドーム）
子　　局			
1	ぼうさいおおまちだいいち	本町一丁目 13-1	大町海岸公園
2	ぼうさいおおまちだいに	上口二丁目 431-18	上口ちびっこ広場
3	ぼうさいむらきだいいち	火の宮 701	港町公園
4	ぼうさいむらきだいに	村木町 101	村木コミュニティセンター
5	ぼうさいむらきだいさん	村木字定坊割 2500-1	海の駅蜃気楼
6	ぼうさいしもなかじまだいいち	三ヶ 2921	三ケ公民館
7	ぼうさいしもなかじまだいに	三ケ字前田 1598-3	魚津水族館
8	ぼうさいしもなかじまだいさん	慶野 172-2	下中島コミュニティセンター
9	ぼうさいしもなかじまだいよん	宮津字高山 1520-1	宮津八幡宮
10	ぼうさいしもなかじまだいご	川縁 262	学校給食センター
11	ぼうさいかみなかじまだいいち	吉野字神田 1263-9	旧上中島小学校
12	ぼうさいかみなかじまだいに	下椿 38-3	上中島多目的交流センター
13	ぼうさいまつくらだいいち	北山字前田割 766	北山農村集落センター
14	ぼうさいまつくらだいに	鹿熊字地獄谷 40-1	旧松倉小学校
15	ぼうさいまつくらだいさん	観音堂 1638-2	とみ里１号開発広場
16	ぼうさいかみのがただいいち	大海寺新 705-1	魚津市除雪機械格納庫

17	ぼうさいほんごうだいいち	新金屋一丁目 1305	新金屋公園
18	ぼうさいほんごうだいに	友道字中沼 1810-2	西部中学校
19	ぼうさいほんごうだいさん	本江一丁目 4	よつば小学校
20	ぼうさいほんごうだいよん	大光寺字坊丸 1263-1	市障害者交流センター
21	ぼうさいほんごうだいご	新金屋二丁目 1302	上村木２号公園
22	ぼうさいかたかいだいいち（再送信子局）	貝田新字島中 261-2	貝田新公民館
23	ぼうさいかたかいだいに（61.700MHz）	島尻 818-1	片貝コミュニティセンター
24	ぼうさいかづみだいいち	高畠字大坪 1610	東部中学校
25	ぼうさいかづみだいに	吉島 432	清流小学校
26	ぼうさいかづみだいさん	横枕 729-2	横枕浄配水場
27	ぼうさいかづみだいよん	六郎丸 1256	加積コミュニティセンター
28	ぼうさいみちしただいいち	仏田 876-1	小川田住宅
29	ぼうさいみちしただいに	緑町 109	道下公園
30	ぼうさいみちしただいさん	北鬼江字中村 417	すずめ児童ｾﾝﾀｰ
31	ぼうさいみちしただいよん	仏田 3858-6	仏田地内
32	ぼうさいみちしただいご	青島 1003-1	青島なかよし公園
33	ぼうさいみちしただいろく	北鬼江 2899-1	ありそドーム
34	ぼうさいきょうでんだいいち	経田中町字霜月田 558	消防団経田分団詰所
35	ぼうさいきょうでんだいに	浜経田字下西光寺 634	経田小学校
36	ぼうさいきょうでんだいさん	経田西町 10-90	経田西町地内
37	ぼうさいてんじんだいいち	東山 320-1	東山公民館
38	ぼうさいてんじんだいに（再送信子局）	東尾崎 1045	川の瀬公園
39	ぼうさいてんじんだいさん	天神野新 220	天神コミュニティセンター
40	ぼうさいにしふせだいいち（61.700MHz）	小川寺 138	旧西布施保育園
41	ぼうさいにしふせだいに（61.700MHz）	布施爪 781	布施爪コミュニティセンター
42	ぼうさいにしふせだいさん	蛇田 537-1	蛇田公民館
43	市役所屋上トランペット（有線）	釈迦堂 1-10-1	魚津市役所

※親局　・操作卓（魚津市役所防災無線室）・遠隔制御装置（富山県東部消防組合消防本部）・非常用無線局設備（ありそドーム）

※　戸別受信機（防災ラジオ）の主な配置先

保育園、幼稚園、児童センター、小学校、中学校、高等学校、大学校、コミュニティセンター、医療関係施設、福祉関係施設、区長会長、自主防災組織関係者、消防関係者など。

３－７　防災関連ホームページ

気象情報

◆富山防災ＷＥＢ（富山県）　https://preftoyama.secure.force.com/bousai2/

◆川の防災情報（国土交通省）　https://www.river.go.jp/index

◆防災ネット富山（富山河川国道事務所）　https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/kasen/

◆防災気象情報（気象庁）　https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html

◆富山地方気象台　https://www.jma-net.go.jp/toyama/index.html

◆富山県土砂災害警戒情報支援システム（富山県）　http://www.sabo.pref.toyama.lg.jp/

◆富山県冬期道路情報（富山県）　https://www.toyama-douro.toyama.toyama.jp

災害用伝言ダイヤル情報

◆ＮＴＴ西日本　http://www.ntt-west.co.jp/dengon/

※「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音・再生を行う。

携帯電話による災害用伝言板サービス情報

◆ＮＴＴドコモ

利用方法等　http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/index.html

・「iMenu」のトップメニュー　→　「災害用安否確認」

・スマートフォンの場合は、ｄメニューまたはドコモサイトから災害用伝言版を選択

◆ａｕ

利用方法等　http://www.au.kddi.com/notice/saigai_dengon/index.html

・「ezweb」のトップメニュー　→　「災害用伝言板」

・スマートフォンの場合は、災害用アプリのインストールが必要

◆ソフトバンク

利用方法等　http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/

・「Yahoo!ケータイ」のトップ　→　「災害用伝言板」

・スマートフォンの場合は、災害用アプリのインストールが必要

◆その他スマートフォン

利用方法等

・Android OS →Google Play で「災害用伝言板」アプリを検索し、インストール

・iOS　→iTunes で「災害用伝言板」アプリを検索し、インストール

◆ＮＴＴ西日本（災害用ブロードバンド伝言板）

利用方法等　http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/

・https://www.web171.jp

３－８　災害時優先電話

災害により被災地へ電話が殺到した場合、一般の電話は繋がりにくくなるが、「災害時優先電話」から発信された電話は、優先的に接続される。

（通常着信で使用している電話番号のみ記載）

番号	設置場所	電話番号
1	道下保育園	0765(23)9179
2	松倉保育園	0765(33)8008
3	星の杜小学校	0765(22)1042
4	よつば小学校	0765(22)5666
5	道下小学校	0765(22)0441
6	経田小学校	0765(22)1117
7	村木コミュニティセンター	0765(24)2478
8	松倉コミュニティセンター	0765(33)9301
9	上中島コミュニティセンター	0765(22)0373
10	上野方コミュニティセンター	0765(22)0368
11	加積コミュニティセンター	0765(24)4440
12	本江地域交流センター	0765(22)0030
13	片貝コミュニティセンター	0765(32)8203
14	西布施地域活性化センター	0765(31)7305
15	新川学びの森天神山交流館	0765(31)7001
16	旧魚津市総合体育館	0765(22)1263
17	魚津市浄化センター	0765(22)1613
18	上下水道局横枕管理室	0765(24)7102

上記以外に、東部中学校、西部中学校、清流小学校、教育委員会、魚津水族館、魚津市地域協働課、富山県東部消防組合消防本部で公開されていない番号がある。

４　避難等に関する資料

４－１　市指定緊急避難場所、指定避難所

●災害対策基本法第49条の４、災害対策基本法施行令第20条の３～５、災害対策基本法施行規則第１条の３～６に基づく指定緊急避難場所及び災害対策基本法第49条の７、災害対策基本法施行令第20条の６に基づく指定避難所を基準に基づき指定する。
①　指定緊急避難場所・・・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所。
②　指定避難所・・・災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。
【○】…使用可能　【×】…使用できない　【－】…災害該当区域外

●指定避難所における収容人員：屋内施設の有効床面積÷(3.3 ㎡×0.5)×70%(スペース)
１人当たり：2.36 ㎡（共有スペース含む）

地区	施設名称	所在地	指定避難所		海抜(m)	指定緊急避難場所						
			指定の有無	収容人員		大規模火災	洪水 計画規模※1	洪水 想定最大規模※2	土砂災害	地震	津波	備考※3
大町	旧大町小学校	本町1-10-39	○	948	4.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
大町	大町コミュニティセンター	本町1-1-10	○	188	2.0	×	○ 2階以上	○ 2階以上	－	○	○ 2階以上	洪水浸水深0.5～3.0m 津波浸水深0.5～1.0m
村木	村木コミュニティセンター	村木町1-21	○	946	9.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
村木	港町公園	火の宮町701	×	－	3.9	○	×	×	－	×	×	
村木	村木公園	火の宮町1603	×	－	6.0	○	×	×	－	×	×	
村木	道下公園	緑町109	×	－	10.4	○	×	×	－	×	×	
下中島	星の杜小学校	住吉203	○	927	7.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
下中島	下中島コミュニティセンター	慶野172-2	○	76	11.0	×	○	○	－	○	－	
下中島	新川文化ホール	宮津110	○	512	8.0	○ 屋外	○ 2階以上	○ 2階以上	○	○	－	洪水浸水深3.0～5.0m
下中島	北陸職業能力開発大学校	川縁1289-1	○	270	30.0	○ 屋外	○	○ 2階以上	－	○	－	洪水浸水深0.5～3.0m
下中島	住吉公園	住吉3129	×	－	4.0	○	×	×	－	×	×	
下中島	魚津総合公園	三ヶ1605	×	－	8.9	○	×	×	－	×	×	
下中島	早月川緑地公園	吉野地先	×	－	57.0	○	×	×	－	×	×	
上中島	旧上中島小学校体育館	吉野1263	○	220	55.0	○ グラウンド	○	○	○	○	－	
上中島	上中島多目的交流センター	下椿8	○	233	98.0	○ 屋外	○	○	○	○	－	
松倉	旧松倉小学校体育館	鹿熊11	○	219	54.0	○ グラウンド	○	×	○	○	－	洪水浸水深3.0～5.0m
松倉	松倉保育園	金山谷2899-2	○	81	32.0	×	○	×	○	○	－	洪水浸水深0.5～3.0m
松倉	坪野山村広場	坪野1884	×	－	271.0	○	－	－	×	×	－	
松倉	旧白倉小学校グラウンド	鉢1537	×	－	187.0	○	－	－	×	×	－	
松倉	とみ里１号開発広場	観音堂1637-3	×	－	32.0	○	×	×	－	×	－	
上野方	旧上野方小学校体育館	大海寺野1373	○	267	90.0	○ グラウンド	○	○	○	○	－	
上野方	上野方コミュニティセンター	大海寺野1370	○	100	84.0	×	○	○	○	○	－	
上野方	桃山運動公園	出字桃山36	○	652	175.0	○ 屋外	○	○	○	○	－	
本江	よつば小学校	本江1041	○	1338	19.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
本江	西部中学校	友道212	○	1699	10.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m

地区	施設名称	所在地	指定避難所		海抜(m)	指定緊急避難場所						
			指定の有無	収容人員		大規模火災	洪水		土砂災害	地震	津波	備考※3
							計画規模※1	想定最大規模※2				
本江	本江地域交流センター	友道1375-1	○	251	16.0	×	○	○	－	○	○	
	旧総合体育館	本江3311	○	935	33.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	×	－	洪水浸水深0.5～3.0m
	新金屋公園	新金屋1-1305	×	－	14.6	○	×	×	－	×	－	
	下村木２号公園	新金屋1-701	×	－	13.8	○	×	×	－	×	－	
片貝	片貝コミュニティセンター	島尻818	○	546	157.0	○ グラウンド	○ 2階以上	○ 2階以上	○	○	－	洪水浸水深0.5～3.0m
加積	清流小学校	吉島432	○	942	40.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	○	○	－	洪水浸水深0.5～3.0m
	東部中学校	吉島1934	○	1760	23.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	○	－	洪水浸水深0.5～3.0m
	加積コミュニティセンター	六郎丸1062	○	269	48.0	○ 屋外	○	○ 2階以上	○	○	－	洪水浸水深0.5～3.0m
	魚津高校	吉島945	○	2591	23.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	○	－	洪水浸水深0.5～3.0m
	新川高校	吉島1350	○	1856	44.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	○	○	－	洪水浸水深0.5～3.0m
	吉島１号公園	吉島2-801	×	－	25.0	○	×	×	－	×	－	
	上村木公園	上村木1-503	×	－	19.9	○	×	×	－	×	－	
	上村木２号公園	新金屋2-1302	×	－	20.0	○	×	×	－	×	－	
	上村木３号公園	上村木2-1201	×	－	24.0	○	×	×	－	×	－	
道下	道下小学校	北鬼江2741	○	922	12.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	道下コミュニティセンター	北鬼江2-14-15	○	127	13.0	×	○	○	－	○	○	
	ありそドーム	北鬼江2898-3	○	1740	8.0	○ 屋外	○	○	－	○	○	
	市役所前公園	釈迦堂1-1001	×	－	19.3	○	×	×	－	×	×	
	本新１号公園	本新町1706	×	－	12.2	○	×	×	－	×	×	
	北鬼江１号公園	北鬼江2-705	×	－	14.3	○	×	×	－	×	×	
	北鬼江２号公園	北鬼江2-1803	×	－	12.6	○	×	×	－	×	×	
経田	経田小学校	浜経田665-3	○	786	7.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	○	○	洪水浸水深0.5～3.0m
	経田コミュニティセンター	浜経田466	○	179	7.0	×	○	○	－	○	○	
	魚津工業高校	浜経田3338	○	1721	5.0	○ グラウンド	○ 2階以上	○ 3階以上	－	○	○	洪水浸水深3.0～5.0m
	江口農村広場	西尾崎地先	×	－	33.0	○	×	×	－	×	－	
天神	新川学びの森天神山交流館	天神野新147-1	○	1962	100.0	○ 屋外	○	○	○	一部○	－	
	天神コミュニティセンター	天神野新220	○	299	81.0	○ グラウンド	○	○	○	○	－	
	新川みどり野高校	木下新144	○	1392	10.0	○ グラウンド	○	○ 2階以上	－	○	－	洪水浸水深0.5～3.0m
	天神山野球場	小川寺5995	×	－	105.0	○	×	×	－	×	－	
	川の瀬公園	東尾崎5497-62	×	－	22.0	○	×	×	－	×	－	
西布施	西布施地域活性化センター	長引野1290-3	○	270	67.0	○ グラウンド	○	○	○	○	－	ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ土砂災害警戒区域内

※１魚津市が平成 20 年３月時点に公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（50 年確率）によって洪水が発生した場合
※２魚津市が令和元年 10 月時点に公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（1000 年確率）によって洪水が発生した場合
※３洪水浸水深は想定最大規模　　令和６年４月現在

４－２　届出避難所

●災害対策基本法第 49 条の４第１項に規定する指定緊急避難場所及び災害対策基本法第 49 条の７第１項に規定する指定避難所とは別に、自治会等が集会所等において開設し、運営する避難所を届出避難所として登録する。
【○】…使用可能　【×】…使用できない　【－】…該当なし

No.	届出避難所		開設・運営者	開設が可能な災害の種別					
	施設名称	所在地		地震	津波	土砂災害	洪水		その他
							計画規模※1	想定最大規模※2	
1	本江一区会館	本江 715 番地１	本江一区町内会	○	○	○	○	○	－
2	蛇田公民館	蛇田 537 番地１	蛇田地区自治会	○	○	○	×	×	火災
3	湯上公民館	湯上 10 番地３	湯上自治会	×	○	○	○	○	火災
4	東尾崎公民館	東尾崎 1045 番地	東尾崎自治会	○	○	○	○	○	火災
5	大海寺新公民館	大海寺新 225 番地	大海寺新４区・５区自治会	○	×	○	○	○	火災
6	大海寺野公民館	大海寺野 537 番地	大海寺野１区・２区自治会	×	○	○	○	○	火災
7	大杉台会館	大字大海寺野村 2319 番地３	大杉台自治会	×	○	○	○	○	火災
8	石垣公民館	石垣 231 番地	石垣自治会	○	○	○	○	○	火災
9	石垣平公民館	大字石垣村 172 番地５	石垣平自治会	○	○	×	○	○	火災
10	持光寺コミュニティセンター	持光寺 1075 番２	持光寺町内会（持光寺区）	○	○	○	○	○	火災
11	平沢会館	平沢 1241 番１	平沢地区自治会	○	○	×	○	×	火災
12	黒谷公民館	黒谷 786 番	黒谷自治会	×	○	×	○	×	火災
13	山女公民館	山女 102 番	山女地区自治会	○	○	×	○	×	火災
14	東蔵農村集落センター	山女 380 番地	東蔵自治会	×	○	×	×	×	火災
15	横枕公民館	横枕 747 番地	横枕自治会	○	○	○	○	×	火災
16	川の瀬会館	木下新 46 番地２	川の瀬３区町内会	○	○	○	○	×	火災
17	六郎丸公民館	六郎丸 2793 番地	六郎丸自治会	○	○	○	○	○	火災
18	岡仏田２区公民館	仏田 3700 番地 31	岡仏田２区自治会	○	○	○	○	○	火災
19	岡仏町内会館	仏田 3800 番地	岡仏田町内会	○	○	○	○	○	火災
20	奥東城公民館	東城 2309 番地	東城第二自治会	×	○	×	○	○	火災
21	貝田新公民館	貝田新 261 番地２	貝田新自治会	○	○	○	○	○	火災
22	道坂公民館	道坂 422 番地	道坂自治会	○	○	○	○	×	火災
23	島尻中央公民館	島尻 916 番地	島尻第二自治会	×	○	○	○	○	火災
24	前東城公民館	東城 452 番地	東城第１自治会	×	○	×	○	×	火災
25	上島尻公民館	島尻 1224 番地１	島尻第一自治会	○	○	○	○	○	火災
26	上野方団地集会所	大字大海寺野村 1168 番地２	上野方市営住宅自治会	○	○	○	○	○	火災
27	島尻第三公民館	島尻 712 番地	島尻第三自治会	○	○	○	○	×	火災

※１魚津市が平成 20 年３月時点に公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（50 年確率）によって洪水が発生した場合
※２魚津市が令和元年 10 月時点に公表した洪水ハザードマップに基づく大雨（1000 年確率）によって洪水が発生した場合

令和６年２月現在

4－3　行政区表

地　区	行　　政　　区
大 町	真成寺区、川原町区、東小路区、寺町区、餌指区、下新１区、下新２区、下新３区、元町区、荒町区、馬出区、明理区、大町区、新道区、岡町区、新町１区、新町２区、臼屋区、新宿１区、新宿２区、新宿３区、文化町１区、文化町２区、角川区、橋場区、紺屋区、八幡区、八代区、上町１区、上町２区、南町１区、南町２区、南町３区、三ケ町区、住吉町区
村 木	金屋１区、金屋２区、金浦区、鴨川区、神明１区、神明２区、火の宮区、諏訪町１区、諏訪町２区、諏訪町３区、諏訪町４区、諏訪町５区、港区、駅前新町区、村木９区、村木10区、村木11区、村木12区、村木13区、村木14区、村木15区、村木16区、村木17区
下中島	住吉１区、住吉２区、住吉３区、住吉４区、住吉５区、住吉６区、町三ケ区、三ケ１区、三ケ２区、三ケ３区、川縁１区、川縁２区、慶野区、宮津１区、宮津２区、川縁３区
上中島	吉野区、浅生区、上野区、有山区、川原区、舛方区、下椿区、舛田区、岩高区、湯上区、出区、弥源寺区
松 倉	鹿熊北部、鹿熊南部、大熊区、鉢区、虎谷区、小菅沼区、池谷区、北山区、坪野区、稗畠区、室田区、観音堂区、金山谷北部、金山谷中部、金山谷南部、とみ里区
上野方	大海寺野１区、大海寺野２区、大海寺野３区、大海寺新４区、大海寺新５区、石垣区、 石垣平区、大杉台区、大海寺野住宅区、雄峰団地区
本 江	新金屋１区、新金屋２区、新金屋３区、東栄町区、並木町区、チュ-リップ苑区、三田１区、三田２区、三田３区、石垣新区、印田区、本江１区東、本江元町区、本江１区西、本江２区、友道１区、友道２区、友道３区、友道４区、友道５区、友栄町区、友道本町区、友道幸町区、大光寺１区、大光寺２区、大光寺３区、大光寺４区、本江新町１区、本江新町２区、本江新町３区、本江新町４区、小坂区、老人ホ―ム区、魚津ハウス区
片 貝	道坂区、貝田新区、島尻１区、島尻２区、島尻３区、東城１区、東城２区、黒谷１区、山女１区、東蔵区、平沢２区、大菅沼区
加 積	横枕区、袋区、六郎丸３区、六郎丸４区、六郎丸５区、吉島６区、吉島７区、吉島８区東、相木１区、相木２区、上村木10区、上村木11区、上村木12区、上村木13区、吉島新町区、宮の下区、魚津高校前区、労災病院区、晴海ケ丘区、六郎丸住宅区、松下区、吉島８区西、相木３区、相木新区
道 下	岡仏田区、仏田区、仏又区、青島１区、青島２区、青島３区、友栄住宅区、青島社宅区、青島新町区、北中区、北中新区、下道区、小川田住宅区、荒磯区、高畠区、北鬼江１区、北鬼江２区、北鬼江３区、釈迦堂区、本新区、磯路区、道下住宅区、岡仏田２区
経 田	立石区、江口区、新江口区、西尾崎区、平伝寺１区、平伝寺２区、持光寺区、地方１区、地方２区、地方元町区、旭町区、港町区、向町区、入船区、表向区、栄町区、天王住宅区、寿町区、泉町区、上坂の下１区、上坂の下２区、経田新町区
天 神	東山１区、東山２区、青柳区、天神野新１区、天神野新２区、東尾崎１区、東尾崎２区、木下新１区、木下新２区、川の瀬１区、川の瀬２区、川の瀬３区
西布施	蛇田１区、蛇田２区、小川寺１区、小川寺２区、長引野１区、長引野２区、布施爪区、黒沢区、大沢区、日尾区、御影区

８　輸送に関する資料

８－１　緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路

第２次緊急輸送道路

第１次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路

第３次緊急輸送道路

上記路線を相互に補完する幹線道路

富山県緊急輸送道路（令和５年４月１日改定）

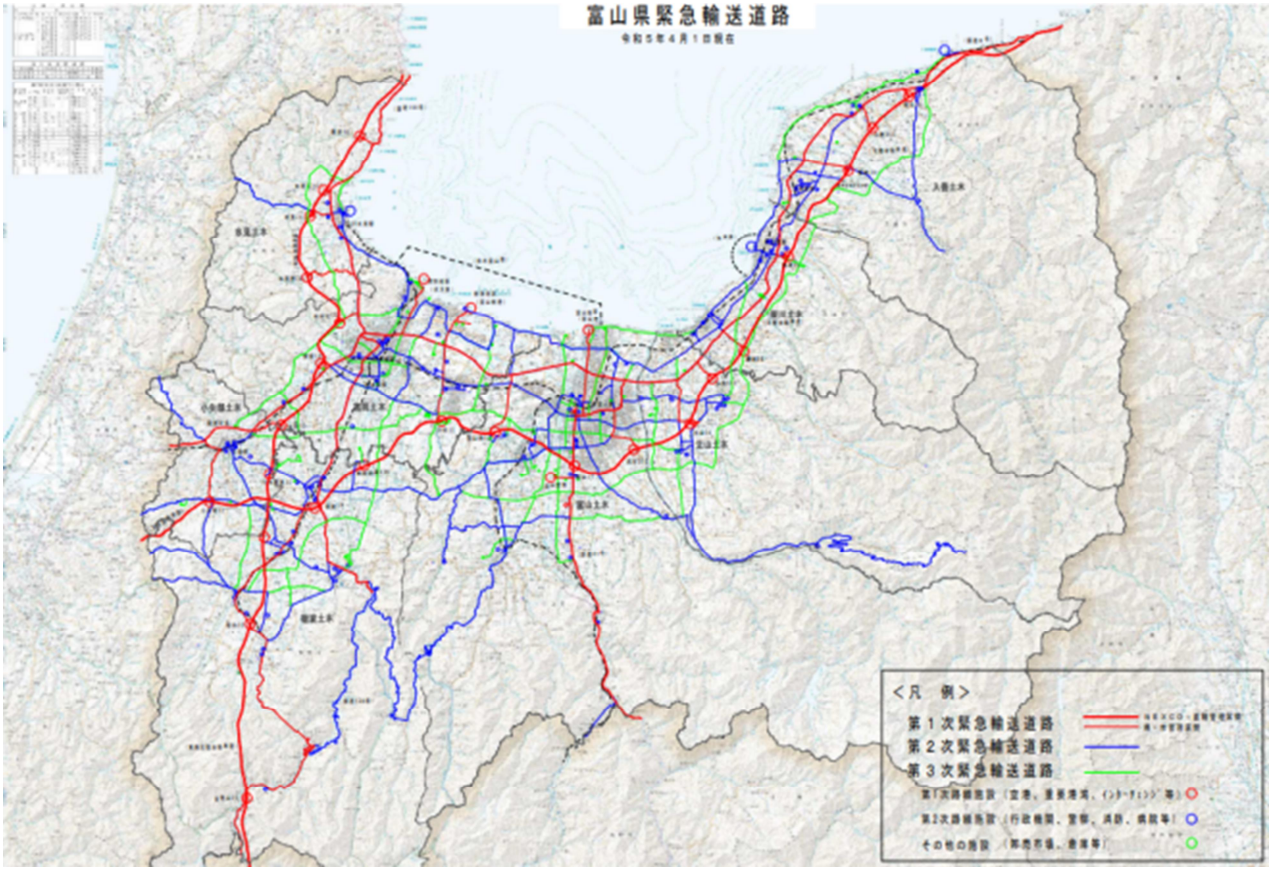

魚津市緊急輸送道路（令和５年４月１日時点）

指定区分	路線名	車線数	管理者	区間
第１次	北陸自動車道	4	中日本高速道路㈱	
〃	国道８号	2	国土交通省	
〃	(主)島尻魚津インター線	4	富山県	印田～本江
第２次	(主)富山魚津線	2	〃	市境（滑川市）～住吉
〃	(主)魚津生地入善線	2	〃	港町～経田西町
		2	〃	寿町～浜経田
〃	(主)金山谷田方町線	2	〃	新角川～新宿
〃	(主)島尻魚津インター線	2	〃	本江～中央通り
〃	(一)阿弥陀堂魚津停車場線	4	〃	上村木～釈迦堂
〃	(一)阿弥陀堂魚津停車場線	2	〃	吉島～上村木
〃	(一)魚津停車場線	2	〃	港町～末広町
〃	(一)富山滑川魚津線	2	〃	市境（滑川市）～江口
〃	(一)堀江魚津線	2	〃	上口～新角川
〃	(一)魚津入善線	2	〃	江口～木下新
〃	市道住吉町三ヶ線	2	魚津市	住吉～新住吉
〃	市道魚津中央線	2	〃	新宿～末広町
〃	市道経田海岸線	2	〃	経田西町～東町
〃	市道経田漁港４号線	2	〃	東町～東町
〃	市道経田臨港線	2	〃	東町～寿町
〃	魚津駅中川線	2	〃	釈迦堂～釈迦堂
〃	臨港道路北１号線	2	富山県	釈迦堂～釈迦堂
第３次	(主)島尻魚津インター線	2	〃	石垣～石垣新
〃	〃	4	〃	石垣新～印田
〃	(主)宇奈月大沢野線	2	〃	小川寺～石垣新
〃	(一)堀江魚津線	2	〃	市境（滑川市）～有山
〃	市道布施川小川寺線	2	魚津市	蛇田～小川寺
〃	市道横枕有山線	2	〃	石垣～有山
〃	吉野６号線	2	〃	吉野～吉野
〃	吉野７号線	2	〃	吉野～吉野
〃	吉野川縁線	2	〃	吉野～吉野

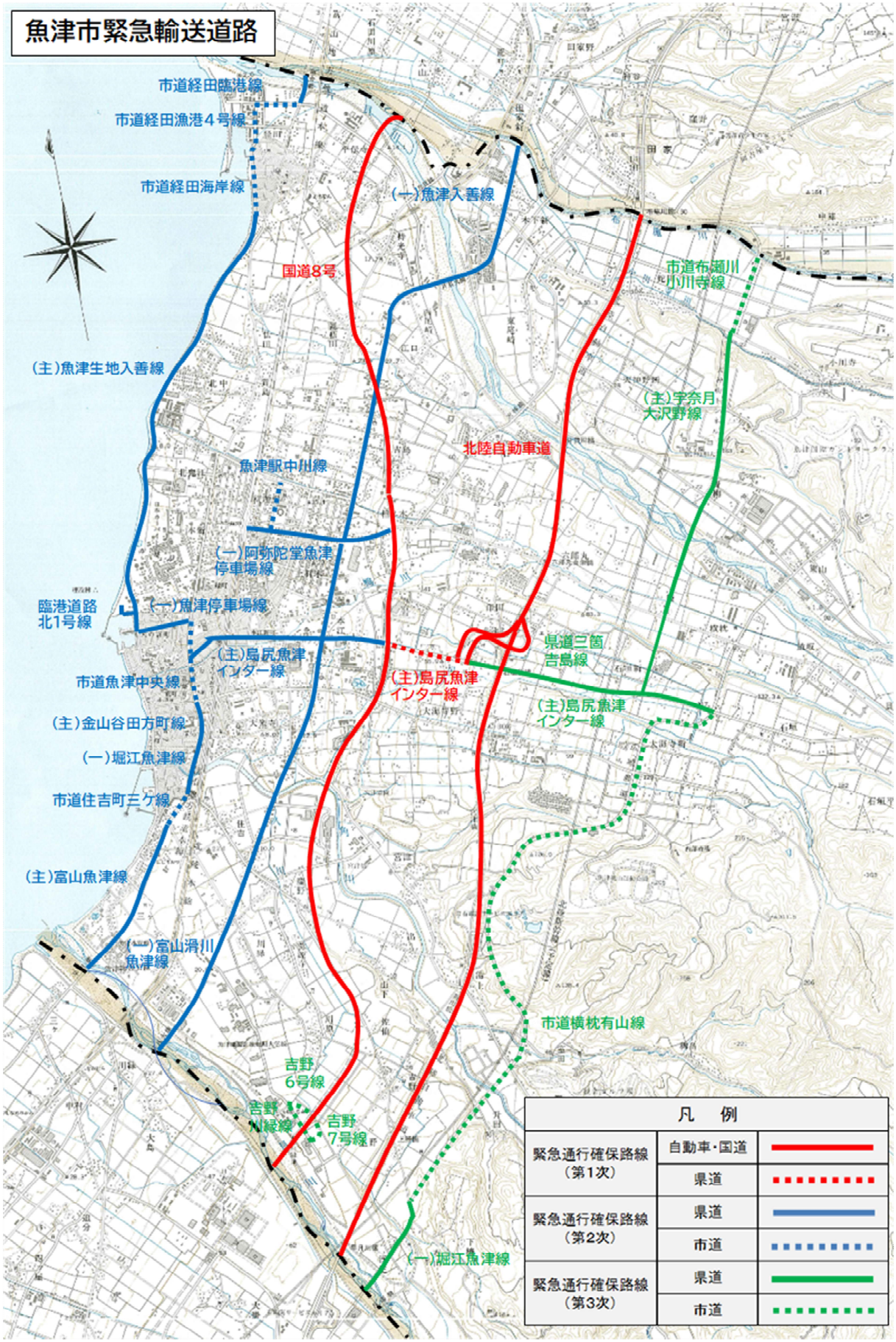
魚津市緊急輸送道路
市道経田臨港線
市道経田漁港４号線
市道経田海岸線
(一)魚津入善線
国道8号
市道布施川
小川寺線
(主)魚津生地入善線
(主)宇奈月
大沢野線
北陸自動車道
魚津駅中川線
(一)阿弥陀堂魚津
停車場線
臨港道路
北1号線
(一)魚津停車場線
(主)島尻魚津
インター線
県道三箇
吉島線
(主)島尻魚津
インター線
(主)島尻魚津
インター線
市道魚津中央線
(主)金山谷田方町線
(一)堀江魚津線
市道住吉町三ケ線
(主)富山魚津線
(一)富山滑川
魚津線
市道横枕有山線
吉野
6号線
吉野
川縁線
吉野
7号線
(一)堀江魚津線
凡　例
緊急通行確保路線
(第1次)
自動車・国道
県道
緊急通行確保路線
(第2次)
県道
市道
緊急通行確保路線
(第3次)
県道
市道

令和５年４月１日時点

8－2　緊急通行車両等の事前届出・確認制度

1　制度の概要

災害発生又は発生しようとしている場合、応急措置の実施に必要な緊急交通路を確保し、交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限され、緊急通行車両等を優先して通行させることになる。緊急交通路を通行する場合は、緊急通行車両確認証明書と標章が必要となるが、緊急通行車両等の事前届出・確認制度とは、緊急通行車両や規制除外車両であることについて、事前に審査を受けることを可能として、災害時における確認事務の効率化を図る目的で定められた制度である。

2　緊急通行車両

（1）指定行政機関等（指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関の保有車両

（2）指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両

（3）災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

災害対策基本法 第 50 条第 1 項 ※防災計画等に基づき災害応急対策に使用する計画がある車両	ア　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 イ　消防、水防その他の応急措置に関する事項 ウ　被災者の救難、救助その他の保護に関する事項 エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 オ　施設及び整備の応急の復旧に関する事項 カ　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 キ　犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項 ク　緊急輸送の確保に関する事項 ケ　その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
大規模地震対策特別措置法 第 21 条第 1 項 ※警戒宣言発令時において地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両	ア　地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項 イ　消防、水防その他の応急措置に関する事項 ウ　応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項 エ　施設及び施設の整備及び点検に関する事項 オ　犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項 カ　緊急輸送の確保に関する事項 キ　地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他の応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項 ク　その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

３　中山間地の緊急時臨時着陸場所

整理番号	地点名称	所在地	緯度・経度	連　絡　先
魚津－１	坪野山村広場	坪野	N　36° 46′ 32″ E　137° 27′ 10″	魚津市農林水産課 ℡　0765(23)1037

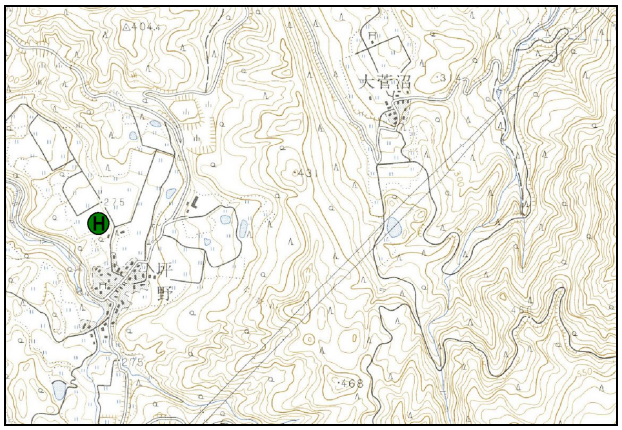

魚津－２	旧松倉小学校グラウンド	鹿熊	N　36° 46′ 12″ E　137° 25′ 39″	魚津市地域協働課 ℡　0765(23)1131

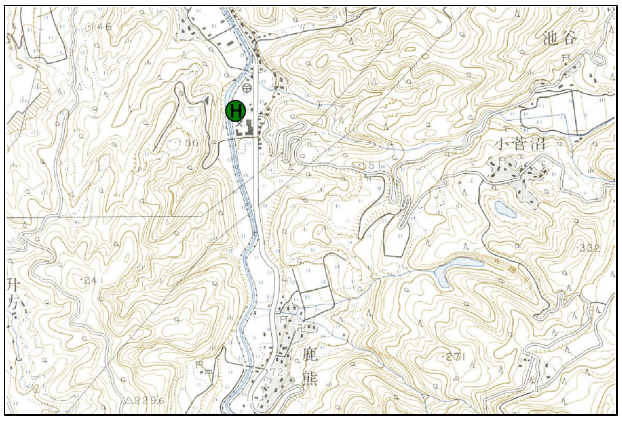

魚津－３	片貝コミュニティセンターグラウンド	島尻	N　36° 47′ 34″ E　137° 28′ 13″	魚津市地域協働課 ℡　0765(23)1131

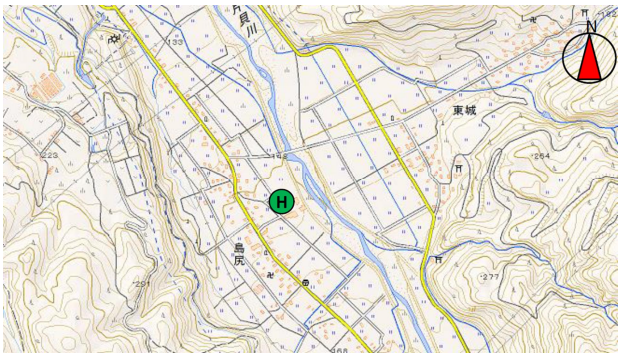

整理番号	地点名称	所在地	緯度・経度	連　絡　先
魚津－４	西布施地域活性化センターグラウンド	長引野	N　36° 49′ 53″ E　137° 27′ 51″	魚津市地域協働課 ℡　0765(23)1131

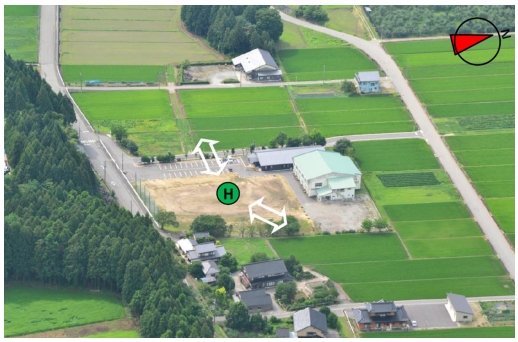

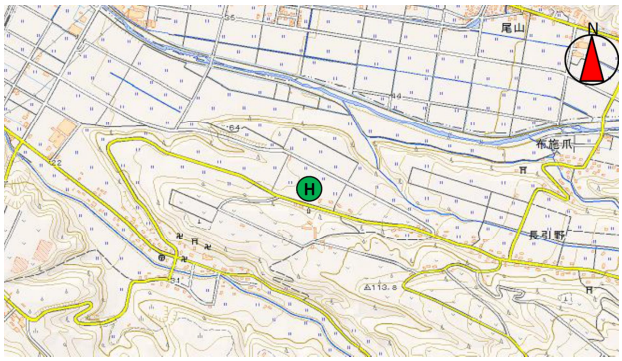

（資料：富山県防災航空センター 提供）

４　富山県ドクターヘリ　ランデブーポイント（救急車との合流地点）

呼出名称	名称	所在地（住所）	緯度	経度
魚津-１	魚津桃山	魚津市出桃山地内 魚津桃山運動公園	N36° 47′ 36″	E137° 26′ 07″
魚津-２	早月川	魚津市吉野地内 早月川緑地公園	N36° 46′ 36″	E137° 24′ 14″
魚津-５	坪野山村広場	魚津市坪野地内	N36° 46′ 17″	E137° 27′ 24″
魚津-６	旧松倉小学校グラウンド	魚津市鹿熊地内	N36° 46′ 00″	E137° 25′ 49″
魚津-９	旧大町小学校	魚津市本町 1-10-39	N36° 48′ 49″	E137° 23′ 49″
魚津-10	片貝コミュニティセンター	魚津市島尻 818	N36° 47′ 33″	E137° 28′ 14″
魚津-11	旧上野方小学校	魚津市大海寺野 1373	N36° 48′ 23″	E137° 25′ 39″
魚津-12	清流小学校	魚津市吉島 432	N36° 49′ 37″	E137° 25′ 19″
魚津-13	経田小学校	魚津市浜経田 665-3	N36° 50′ 59″	E137° 25′ 05″
魚津-14	星の杜小学校	魚津市住吉 203	N36° 48′ 14″	E137° 23′ 52″
魚津-15	西布施地域活性化センター	魚津市長引野 152	N36° 49′ 54″	E137° 27′ 52″
魚津-16	よつば小学校	魚津市本江 1041	N36° 48′ 58″	E137° 24′ 31″
魚津-17	道下小学校	魚津市北鬼江 2741	N36° 49′ 55″	E137° 24′ 21″
魚津-18	村木コミュニティセンター 魚津市教育センター	魚津市村木町 1-21	N36° 49′ 11″	E137° 23′ 59″
魚津-19	旧上中島小学校	魚津市吉野 1263	N36° 47′ 12″	E137° 24′ 34″
魚津-20	西部中学校	魚津市友道 212	N36° 48′ 48″	E137° 24′ 09″
魚津-21	東部中学校	魚津市吉島 1934	N36° 49′ 54″	E137° 24′ 42″
魚津-22	魚津高等学校	魚津市吉島 945	N36° 49′ 50″	E137° 24′ 39″
魚津-23	魚津工業高等学校	魚津市浜経田 3338	N36° 51′ 16″	E137° 25′ 12″
魚津-24	新川みどり野高等学校	魚津市木下新 144	N36° 50′ 56″	E137° 25′ 50″
魚津-25	天神山野球場	魚津市小川寺 5995	N36° 49′ 37″	E137° 26′ 52″
魚津-26	吉田グラウンド	魚津市本江 3311	N36° 49′ 05″	E137° 25′ 06″
魚津-27	ありそドーム	魚津市北鬼江 2898-3	N36° 49′ 51″	E137° 24′ 03″
魚津-28	魚津市浄化センター	魚津市北鬼江 2882-2	N36° 49′ 52″	E137° 23′ 56″
魚津-29	富山県東部消防組合消防本部	魚津市本江 3197-1	N36° 49′ 00″	E137° 25′ 10″
魚津-30	新川高校	魚津市吉島 1350	N36° 49′ 25″	E137° 25′ 29″
魚津-31	魚津港(北地区) 野積場	魚津市村木町定坊割 5200-2	N36° 49′ 29″	E137° 23′ 35″
魚津-32	東又谷	魚津市三ケ	N36° 43′ 43″	E137° 31′ 52″

R4.4.1　富山県東部消防組合消防本部

５　孤立するおそれのある集落

地区名	集落名	世帯数	人　口	備　考 （中山間地の緊急時臨時着陸場所）
上中島	舛　方	21	73	
	舛　田	22	49	
松　倉	鹿　熊	54	150	魚津-2
	大　熊	4	4	
	鉢	5	6	
	虎　谷	4	5	
	小菅沼	3	5	
	池　谷	2	5	
	北　山	36	83	
	坪　野	35	100	魚津-1
	稗　畠	26	81	
	室　田	24	57	
	金山谷	93	252	
上野方	石垣平	14	33	
片　貝	東　城	80	239	
	黒　谷	12	23	
	山　女	10	16	
	東　蔵	26	51	
	前平沢	9	16	
	大菅沼	1	1	
西布施	黒　沢	18	48	
	大　沢	10	35	
	日　尾	10	20	
	御　影	2	2	
計	24か所	521	1,354	

（令和２年１月１日現在）

11 相互応援協定等に関する資料

【相互応援協定等一覧表】

■県外市町村

協　定　名		締結団体等	締結年月日
11-1	災害時相互応援協定書	石川県七尾市	平成９年５月14日
11-2	災害時相互応援協定書	長野県飯山市	平成９年５月19日
11-3	災害時相互応援協定書	新潟県十日町市	平成９年５月21日
11-4	災害時相互応援協定書	愛知県知立市	平成25年２月７日
11-76	災害時相互応援協定書	東京都国分寺市	令和５年７月26日

■情報交換

協　定　名		締結団体等	締結年月日
11-5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省北陸地方整備局	平成23年３月１日

■消防・救急救助等

協　定　名		締結団体等	締結年月日
11-6	富山県市町村消防相互応援協定	県内市町村	昭和44年２月７日
11-7	船舶火災の消火活動に関する業務協定	伏木海上保安部他９市町	昭和48年５月17日
11-8	高速自動車国道北陸自動車道における消防及び救急業務応援協定書	黒部市／滑川市	昭和58年12月２日
11-9	ガス爆発事故等防止対策に関する協定書	富山県ＬＰガス協会魚津支部 北陸電力(株)魚津営業所	昭和63年１月28日
11-10	富山県消防防災ヘリコプター支援協定書	富山県	平成16年４月１日
11-11	携帯電話等による119番通報の対応に関する協定書	県内市町村	平成17年12月１日

■覚書

覚　書　名		締　結　団　体　等	締 結 年 月 日
11-12	海難救助活動に関する覚書	滑川市・黒部市・入善町・朝日町	平成７年12月13日
11-13	災害等の相互応援給水に関する覚書	黒部市	平成９年４月１日
11-14	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	西日本旅客鉄道(株)金沢支社 日本貨物鉄道(株)金沢支店	平成18年９月30日
11-15	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	富山地方鉄道(株)	平成19年２月13日
11-53	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	富山市消防局、高岡市消防本部、射水市消防本部、富山県東部消防組合本部、新川地域消防本部、あいの風とやま鉄道株式会社	平成27年２月６日

■企業・関係機関等

協　定　名		締　結　団　体　等	締 結 年 月 日
11-16	災害時における魚津市と郵便局の協力に関する協定書	市内郵便局	平成９年11月13日
11-17	災害時における応急対策業務に関する協定書	魚津建設業協会	平成14年２月27日
11-18	災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書	魚津市農業協同組合	平成14年２月27日
11-19	魚津市と株式会社新川インフォメーションセンターとの災害緊急放送に関する相互協定	(株)新川インフォメーションセンター	平成17年11月２日
11-20	災害時等における応急活動の協力に関する協定書	魚津市管工事業協同組合	平成18年３月31日
11-21	災害時における物資供給に関する協定書	(ＮＰＯ)コメリ災害対策センター	平成18年12月１日
11-22	災害時における情報収集及び伝達に関する協定	(社)日本アマチュア無線連盟魚津ｸﾗﾌﾞ	平成19年６月26日
11-23	災害時における救援物資提供に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング(株)	平成19年６月26日
11-24	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	(株)大阪屋ショップ	平成19年10月11日
11-25	市有建築物の災害時における応急対策業務に関する協定	魚津市電設協会	平成19年11月16日

（平時の連携）

第９条　甲及び乙は、平時から本活動に関する情報の収集及び整理に努め、必要に応じて、丙に提供するものとする。

２　甲、乙及び丙は、必要に応じて、本活動の普及・啓発に協働して取り組むものとする。

３　丙は、甲又は乙が主催する市災害救援ボランティア本部の運営、又は活動に関する研修・訓練等に可能な限り協力するものとする。

（協定期間）

第 10 条　この協定の期間は、協定締結の日から起算して１年とする。ただし、当該期間満了日の２か月前までに甲、乙又は丙のいずれからも協定の解除又は変更の申し出がない場合は、さらに１年間更新するものとし、以後も、同様とする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自１通を保有する。

令和４年 10 月 27 日

甲　富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番１号
魚津市長　村 椿　晃

乙　富山県魚津市新金屋二丁目１３番２６号
社会福祉法人魚津市社会福祉協議会
会　長　福 留　正 二

丙　富山県魚津市釈迦堂一丁目７番１８号慶野ビル３Ｆ
ライオンズクラブ国際協会 334-D 地区
1R3Z 魚津ライオンズクラブ
会　長　熊 本　新 一

11-76　災害時相互応援協定書（東京都国分寺市）

魚津市と国分寺市は、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、互いの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条１号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

⑴　食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬

⑵　施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬

⑶　災害救助及び災害復旧に必要な応援職員の派遣

⑷　その他特に要請のあった事項

（応援の要請手続）

第３条　応援の要請をする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

⑴　被害の状況

⑵　応援の種類、応援職員数及び機器機材数

⑶　活動内容、集結場所及び応援場所への経路

⑷　応援の期間

⑸　その他必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

２　被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。

３　応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに連絡しなければならない。

（指揮権）

第５条　応援活動に従事する応援職員は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

２　第２条第３号に定める応援職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。

⑴　被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸

手当の額の範囲内とする。

⑵　応援職員が業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

⑶　応援職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市との往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

（情報の交換）

第７条　両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

（その他の交流）

第８条　両市は、災害時においてこの協定を効果的に機能させるため、平時より積極的な交流を推進し、相互理解を図るものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

（効力の発生）

第10条　この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和５年７月26日

魚津市
魚津市長　　村　椿　　晃

国分寺市
国分寺市長　　井　澤　　邦　夫

13-２　魚津市防災会議委員

区分		職　　名	住所・TEL
会長		魚津市長	
第１号 （指定地方行政機関）		中部森林管理局富山森林管理署長	富山市黒崎字塚田割591-2 076-424-4931
		第九管区海上保安本部伏木海上保安部長	高岡市伏木錦町11-15 0766-45-0118
		北陸地方整備局富山河川国道事務所黒部国道維持出張所長	黒部市荻生7180-1 52-1714
		北陸農政局富山県拠点地方参事官	富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎 076-441-9300
第２号 （県）		富山県新川農林振興センター所長	魚津市新宿10-7 富山県魚津総合庁舎3階 22-9133
		富山県新川土木センター所長	魚津市新宿10-7 富山県魚津総合庁舎2階 22-9114
		富山県新川厚生センター魚津支所長	魚津市本江1397 24-0359
第３号 （警察）		魚津警察署長	魚津市本江1000 24-0110
第４号 （消防）		富山県東部消防組合の職員のうちから市長が任命する者	魚津市本江3197-1 24-7980
第５号 （市）		魚津市副市長	
		魚津市企画部長	
		魚津市総務部長（防災危機管理統括監）	
		魚津市民生部長	
		魚津市産業建設部長	
		魚津市上下水道局次長	
		魚津市教育委員会事務局長	
		魚津市産業建設部建設課長	
第６号		魚津市教育長	
第７号		魚津市消防団長	
第８号 （指定公共機関等）	指定公共機関	日本郵便㈱魚津郵便局長	魚津市本江1007 22-0400
		西日本電信電話㈱富山支店長	富山市東田地方町1-1-30 076-492-9501
		日本通運㈱北陸東支店黒部事業所長	黒部市沓掛99 52-1504
		北陸電力㈱理事 新川支店長	魚津市江口504
		中日本高速道路㈱金沢支社 富山高速道路事務所長	富山市黒崎439 076-421-9063
	指定地方公共機関	富山地方鉄道㈱総務課長	富山市桜町1-1-36 076-432-5530
		あいの風とやま鉄道㈱魚津駅長	魚津市釈迦堂1-1-1 88-0400
		㈱北日本新聞社新川支社長	魚津市吉島582-1 24-1111
	その他重要な施設の管理者	独立行政法人労働者健康安全機構 富山労災病院長	魚津市六郎丸992 22-1280
第９号		魚津市自主防災組織連絡会長	

13-３　魚津市災害対策本部条例　　昭和38年６月25日　魚津市条例第23号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条の規定により準用する同法第26条の規定に基づき、魚津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　災害対策本部は、次に掲げる事務を掌理する。

⑴　災害対策基本法第23条の２第４項の事務

⑵　新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第２項の事務

（組織）

第３条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第４条　本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第５条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第６条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月15日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年９月 19 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月25日条例第19号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

◆関連計画

【計画・報告資料等】

平成 8 年度	魚津市防災アセスメント調査業務に係る報告資料
平成 19 年度	魚津市洪水ハザードマップ作成業務に係る報告資料
平成 21 年度	魚津市耐震改修促進計画
平成 21 年度	魚津市災害時要援護者避難支援プラン
平成 24 年度 平成 29 年度（改訂）	魚津市津波避難基本計画
平成 25 年度	魚津市避難所運営マニュアル作成指針
平成 26 年度	魚津市水道事業危機管理マニュアル
平成 26 年度	魚津市災害廃棄物処理計画
平成 30 年度	魚津市防災タイムライン
	魚津市水防計画（毎年改訂）

【ハザードマップ】

平成 17 年度	魚津市防災ガイド
平成 19 年度 令和 元年度（見直し）	魚津市洪水ハザードマップ
平成 21 年度 平成 29 年度（見直し）	魚津市土砂災害ハザードマップ
平成 21 年度	魚津市地震防災マップ
平成 24 年度 平成 29 年度（見直し）	魚津市津波ハザードマップ

魚津市地域防災計画

発　　行　　平成２１年３月
最　終　改　定　　令和　６年４月

発行人　魚津市防災会議
住所　　魚津市釈迦堂一丁目 10 番１号
（事務局　魚津市総務部総務課）